

《論 説》

定期金の概念と類型

——典拠分析による学説史概観—— (1)

藤 田 貴 宏

近世ヨーロッパの法学文献を一瞥すると明らかなように、その主要な論及対象の一つとして、「定期金census」や「償却金reditus」をめぐる諸問題が存していた。ローマ、カノン両法の注釈書での傍論的扱いに留まらず、「問題（論争）解決（断案）集Quaestiones; Controversiae; Resolutiones; Conclusiones」や「実務考察集Practicae Observationes」の一部分、あるいは単独での「考察Tractatus」といった論述形式が多く採られているところから、特に16世紀後半から17世紀前半にかけて顕著なこの学説史上の動向は、主題の実務的重要度に比例したものであったと推測される。同時代の人文主義法学の成果を意識しつつも、ローマ法由来の概念や思考枠組みを法現象の把握と紛争の解決にその都度流用転用してきた中世来の実用化の流れから離れることなく、しかも、封建領主層の不動産収益の保持と、不動産を媒介とする金融取引の拡大という互いに緊張関係に立つ実務の要請に同時に対処することを迫られていた当時の法学的営為の複雑さを象徴する論点がこの「定期金」であった。本稿では「定期金」をめぐる学説史的研究の端緒として、その概念規定と類型化の一例を提示し、今後順次検討すべき学説や立法の幾つかを見定めることにしたい。そのような作業の素材としてここでは、ゲオルク・フランツケGeorg Frantzke(1594-1659年)の『種々の問題解決集全二卷Libri duo variarum resolutionum』（1648年初版。以下『問題解決集』と略称）の第1巻冒頭の「問題1：ケンススとは如何なるもので何種類あるのか、また、別名、償却金とも呼ばれる定期金とは如何なるもので何種類あるのか、そして特に、人的定期金は消費貸借と異なるのかQuaestio I. Quid et quotuplex sit Census, quid item et quotuplex is, qui

alias annuus reditus dicitur, et in specie, an Census personalis a mutuo differat?」に対する「解決resolutio」(以下「解決1」と略称)を取り上げる。この「解決」では、前半三分の一(第1番から第53番)、八折判で10頁程度という少ない紙面で、地元ザクセンの実務文献のみならず、広くヨーロッパ各地の定期金関連の法学文献を参照しつつ、「定期金」の概念規定が試みられており、論及対象の範囲や規模について暫定的な見通しを得ることを目的とする本稿にとっては格好の情報源と言える。

I

『問題解決集』は、「イエーナ大学Academia Salana」で「両法博士doctor juris utrius」の学位を得た(1622年)の後、法廷実務や幾人かの君主への仕官を経て、1640年の領邦分割によって成立したザクセン=ゴータ公領の初代君主エルンストI世「敬虔公der Fromme」(1601-1675年)の下で「尚書長官Cancellarius」及び「宗教法院長Tribunalis Sacri Praesidis」として領邦統治を担っていた時期にまとめられたものである。フランツケについては、「かの法学の野蛮時代に純実務的な面とは異なる面に着目することを心得ていた数少ないドイツ人の一人einer der wenigen Deutschen, welche in jener barbarischen Zeit der Jurisprudenz eine andere Seite abzugewinnen wußten, als die rein praktische」であって、「16世紀の偉大なフランス人たちの成果を後ろ盾としつつ、古代に関する自らの精確な知識、古典文献をめぐる広範かつ徹底した知見を、ローマ法源の歴史的文献学的な解明のために用いたauf den Schultern der großen Franzosen des 16. Jahrhunderts stehend, verwerthete seine genaue Kenntniß des Alterthumes, seine umfangreiche und gründliche Belesenheit in der classischen Litteratur zur historisch=philologischen Erklärung der römischen Rechtsquellen」との評価が19世紀後半以降今日に至るまで定着している¹⁾。その一方で、「人文主義的探究humanistische Untersuchung」それ自体がフランツケにとって「自己目的Selbstzweck」であったわけではなく、「不明瞭な細部の処理へのあくなき志向die Vorliebe für die

Behandlung dunkler Detailpunkte]こそフランツケの特徴であって、「このような事物の内奥への没入、法的諸原則の論理による操作が、典拠や歴史的素養の巧みな利用や極めて典雅で常に明確な文体と相まって、ほとんど全てのフランツケの著作に見られる長所を形作っているdies Eingehen auf das Innere der Sache, das Operiren mit der Logik der Rechtsgrundsätze, verbunden mit einer geschickten Anwendung der Quellen und der historischen Gelehrsamkeit, sowie mit einer vielfach eleganten, stets klaren Form bilden die Vorzüge fast aller Frantzke'schen Werke」、との観方²⁾も示されている。本稿でまず問題にしたいのは、そこに言う「典拠や歴史的素養の巧みな利用 eine geschickte Anwendung der Quellen und der historischen Gelehrsamkeit」の実態である。というのも、人文主義的志向にせよ、他方の「純実務的な面die rein praktische Seite」にせよ、緩やかな引用作法を通じた既存の成果の自由な流用によっていわばパッチワークのごとき論述が為されている点、換言すれば、既存の見解をその典拠や文脈から切り離して別の新たな意味連関の下に緩やかに再構成するその論法にこそ、フランツケの「巧みさ Geschicktheit」が存すると考えられるからである。

解決1の冒頭、フランツケは、「ありふれていて日常的frequens et quotidiana」ではあるが「極めて難解summe difficilis」な「定期金という論題 materia census」について、「相当数の問いを提起し解決するnonnullas quaestiones facientes resolvimus」ことの意義を強調する一方で、直ちに「定期金census」をめぐる個々の具体的実務的な問題の吟味に向かうのではなく、「〈ケンスス〉の同音異義語homonymia vocis CENSUS」、つまり、ラテン語〈ケンススcensus〉の様々な「意味significatio」を合計五つ列挙略述し、「我々がここで本来論じようとしている定期金is, quo proprie hic tractandum sumsimus」とは何か、その大まかな概念規定を試みている³⁾。フランツケが指

1) Muther, *Frantzke*, in: ADB 7 (1878), 274-276 (276); Heß, *Frantzke*, in: NDB 5 (1961), 357.

2) Stintzing, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, Zweite Abtheilung (1884), 265-266 (266).

摘する〈ケンスス〉の五つの「意味」とは、順に、「各人の財産の評価 *aestimatio patrimonii cuiusque*」、*「各人の財産や資産 patrimonium cuiusque et substantia*」、*「租税や公課 tributum et pensatio publica*」、*「君主よりも下位の者に対しても臣従の証しや関係成立その他の原因に応じて毎年支払われるもの*

3) “(1. 定期金は日常的ではあるが難解な論題である。) 定期金という論題は、ありふれていて日常的なものではあるが、だからといって理解しやすいわけではなく、定期金をめぐって生じる様々な問題や、的確に定立された諸原理に則っているとは言えない多様な見解に照らしても、むしろ極めて難解であると常々考えられている。(2.) この論題について相当数の問いを提起し解決することができるならば、我々はその努力に相応しいことを為すことになる。(3. 〈定期金(ケンスス)〉の同音異義語。)そこで、全てに先立ってまず、定期金の同音異義語について言及し前置きした後に、我々がここで本来論じようとしている定期金がそれらと各々どのように異なっているのかを付言するならば更に一層便宜であろう。

(4. ケンススは財産の評価を意味する。) この点に関しては、第一に、ケンススはその最も本来的な意味において各人の財産の評価であり、古代の注釈家たちはこれを「財産の目録あるいは登録財産 (アポグラペー・テース・ウーシアス・カイ・アポティメシス)」と定義している。例えば、ハリカルナッソス [のディオニューシオス『ローマ古代誌』第4巻 [VI, 15.] はローマ市民の〈ケンスス〉を論じる際に、「銀貨について登録されあるいは調査される (アポグラフィエスタイ・カイ・ティマスタイ・プロス・アルグリオン)」と述べており、クヤキウス『学説彙纂第50巻第16章「語句の意味について」注解』第111法文注釈はこれを、各人の資力が何デナリウスに相当するののかという趣旨で、当時の銀貨であるデナリウスと解釈している。(5.) そのような仕事を遂行する人々はこの財産調査に因んで特に「監察官」と呼ばれるようになった。というのも、それ以前、ローマ建国紀元310年までは執政官が財産調査を担当していたからであり【学説彙纂1巻2章「法及び全官職の起源、並びに、法律家の系譜について」第2法文17節、リウウィウス『ローマ史』第4巻 [IV, 8.]、この点については『土地保有者交代承認礼金論』第10章第12番以下でより詳しく述べた。

(6. ケンススは財産それ自体を意味する。) 第二に、ケンススは各人の財産や資産の趣旨でも用いられている【学説彙纂36巻1章「トレバリウス元老院議決について」第16法文前書、勅法彙纂1巻4章「司教による審尋について、並びに、司教の権利、任務、尊厳に関わる諸規定について」第27法文3節】。それ故、オウイディウスは【祭事暦 [I, 217-218.] の中で「財産こそ名誉をもたらし友情をもたらすもの」と、そしてま

quod annuatim etiam inferiori principe praestatur in recognitionem subjectionis, vel ratione foundationis, vel aliarum causarum]、「先行する契約に基づき、たとえそれが私人であってもその相手方に対して、しかも多くの場合、一つ乃至複数の土地あるいは地所から支払われる年金pensio annua, quae ex

た、ユウェナリス [『諷刺詩』Ⅲ, 140-141.] も「財産がまず問題、品格など一番最後」と、詠っている。〈7.〉アスコニウス・ペディアヌスがキケロの『ウェッレス弾劾』第3巻 [I, 41.] への注釈で述べているように、十万セステルティウスもの財産を有する者が〈特に(カト・エクソケン)〉「ケンスス」と呼ばれていたのもそのためであり、この十万セステルティウスとは金貨に換算するならば総額千アウレウスに相当する【ホトマヌス『法学提要注解』第3巻第7章「被解放者の相続について」第3節の文言「百以下である」への注釈】。以上の点についてはやはりクヤキウス『考察と修正』第20巻第34章やバコウィウス『法学提要への理論的実務的注解』上記第3節の文言〈百アウレウス以下〉への注釈の典雅な叙述を参照されたい。

(8. ケンススは租税を意味する。) 第三に、ケンススは、当初は軍隊を維持するため、その後、包括的支配権の承認や、君主の担う国家の支援と維持のための租税や公課の趣旨で用いられている【勅法彙纂4巻47章「租税その他の納入がなければ土地は取得できないこと」第2法文。同4巻46章「公課のために売却が為される場合」第1法文と学説彙纂50巻15章「戸口調査について」第4法文9節との組み合わせ】。(9.) ザシウスが『市民法異例箇所義解』第2巻第3章で考えているように、まさに租税が国庫に納入されるという目的のために戸口調査が行われるのであるから、上のような理解はそれほど不都合なことではない。要するに、ケンススが、別の場合に、登録されるものに因んで戸口調査簿を意味するのだとすれば【論拠となるのは学説彙纂41巻1章「物の所有権の取得について」第64法文、テオフィルス『法学提要義解』1巻8章「自権者及び他権者について」第2節義解】、同様に、戸口調査が行われる目的でもある租税を意味するはずではないのか。戸口調査に関する学説彙纂第50巻第5章と勅法彙纂第11巻第57章はまさにこの点に着目しているのであり、両章については前掲『土地保有者交代承認礼金論』第10章第23番以下で詳しく述べたところを参照されたい。〈10.〉この意味で用いられるケンススには二つあり、一つは人頭税であり、もう一つは地租乃至地所税である【学説彙纂50巻15章第8法文7節】。前者は、各人によって、つまり、人について一人頭(カプト)ずつ納入される【同第3法文、勅法彙纂11巻47章「課税対象たる農民あるいはコロヌスについて」第10法文】。それ故、〈カピターティオー〉と呼ばれる【同章第9法文】。〈11.〉後者は地積単位つまり〈ユーゲルム〉に応じて納

praevio contractu alteri etiam privato solvitur, et quidem plerumque ex uno vel pluribus fundis sive praediis, quae ex praevio contractu alteri etiam provato solvitur, et quidem plerumque ex uno vel pluribus fundis sive praediis」、である。このような〈ケンスス〉の語義の区別は、『問題解決集』

入されるので、〈ユガーティオー〉と呼ばれる【同第9法文、勅法彙纂11巻51章「トラキアのコロススについて」第1法文、モリナエウス『バリ慣習法注解』第2章第73[旧51]条前置注釈第8番】。

〈12. ケンススは領主権の証しとして支払われるものを意味する。〉第四に、カノン法や慣習法では一般に、君主よりも下位の者に対しても、別書第3巻第36章「聖堂は司教に管理下に服すべきこと」第6節にあるとおり、臣従の証しとして、あるいは、関係成立【同3巻38章「保護権について」第23節】やその他の原因に応じて【同3巻39章「定期金、教会納付金、手数料について」全体】、毎年支払われるものという趣旨でも用いられている【モリナエウス前掲箇所第18番】。

〈13. ケンススは年金乃至年償却金を意味する。〉第五に、ケンススは、特に我々の企図との関連で、先行する契約に基づき、たとえそれが私人であってもその相手方に対して、多くの場合、一つ乃至複数の土地あるいは地所から支払われる年金という趣旨に用いられる。また、幾らか形式的に考えるならば、コワツルウィアス『実務問題解決集』第3巻解決3第1番にあるように、定期金契約の趣旨に解することができるし、更には言えば、ルドウィクス・モリーナ『正義と法』討論382第3番で見事に捉えているとおり、そのような償却金を受領する権利あるいは権能という趣旨にも解することができる、我々のこの意味で、例えば、ティティウスはガイウスの地所に定期金を有するというように、理解することにしたい。〈14. この意味でのケンススは占有留保定期金と創設定期金に区分される。〉この意味でのケンススには更に、留保定期金と、証書乃至創設定期金の二つが存する。〈15. 留保定期金とは何か。〉留保定期金とは、ある者が自らの土地乃至不動産を相手方に完全に移転する一方で、一定の地代を果実や金銭によって毎年ケンススの名目で支払われるべく自らに留保するとの契約によって成立するものであり、そのような土地の譲渡は市民法上も承認されていると考えられる【勅法彙纂4巻64章「物の交換、並びに、前書訴権について」第8法文】。〈16. 創設定期金とは何か。〉証書定期金あるいは創設定期金とは、契約、それも大抵は物の売買を介して設定され、その物は元々定期金義務者に属しているため、モリナエウスその他のフランスの諸博士はこれを賦課定期金と呼んでいる。〈17. 何れの趣旨にせよ「ケンスス」という呼称を用いることは全く不当である。というのも、この場合、

において初めて提示されたものではない。イエーナでの学位取得の後、「ザクセン諸大公の宮廷裁判所付き弁護士in illustri Ducum Saxoniae Dicasterio Advocatus」として法廷実務に従事していた時期に執筆され(初代ザクセン＝アルテンブルク公ヨーハン・フィリップ [1597-1639年] への献呈文の日付は1627年12月6日)、最初の仕官先であるシュヴァルツブルク＝ルドルシュタット伯カール・ギュンターに顧問官として迎えられた年に出版された『土地保有者交代承認礼金に関する新しく詳細な論考Tractatus novus et plenus de laudemiiis』(1629年初版。以下『承認礼金論』と略称)での論述の一部がここでそのまま取り込まれているのである。『承認礼金論』の第10章「封並びに定期金負担付き財産についてDe feudo et bonis censiticis」は、実際に不動産を占有する下級所有権者が売買等を通じて交代する際に当該土地の上級所有権者に対して占有者交代の承認と引き換えに支払われるいわゆる「承認礼金(ラウデミウム)laudemium」の「実体的客体materialis objectum」、すなわち、「それをめぐって承認礼金の支払が生じ、あるいは、それについて承認礼金が義務づけられる物res circa quas laudemiorum solutio versatur, vel pro quibus laudemia debentur⁴⁾」として、前章第9章で扱った「永借地emphyteusis」に続き、「第二の客体secunda species objecti」である「封feudum」と「第三の客体tertia species objecti」である「定期金負担付き財産bona censitica seu censualia」を論じている。『問題解決集』での「同音異義語」の説明に表現や

不動産が調査されているわけでも課税されているわけでもないからである。しかし、留保定期金については、地代がいわば以前の所有権や利益の証しとして支払われるところから、包括的支配権の承認と引き換えに支払われた前述のような古代のケンススにその限りで類似するよう見えるために、そのような呼称が徐々に広まっていったのである。一方、創設定期金については、地代が一定の収益率で支払われる限りで、ある種の評価が為されていることになる。

〈18.〉とはいえ、一年ごとに相手方に弁済されるべく繰り返し生じるものである以上、年償却金という名称の方がより適切である。”(Resoluciones, I, 4-7.引用は1656年イエーナ刊第二版による。)

4) De laudemiiis, 177. 引用は1629年イエーナ刊初版による。

引用文献を含めてほぼ一致する箇所が見出されるのは、「農民保有地 Bawergüter」や「世襲賃租地 Erbgüter」とも呼ばれる後者〈ボナ・ケンスアーリア bona censualia〉が「〈ケンスス〉の支払に因んでそのように呼ばれている a censu pesolvando appellata sunt」こととの関係で、「〈ケンスス〉という名称は曖昧であり、法においても諸博士によってもとりわけ多様な意味で用いられている census appellatio ambigua et varie in jure et a doctoribus praesertim sumitur」と指摘して、〈ケンスス〉の語義を列挙している部分（第8番から第37番⁵⁾）である。

5) “(8. 第三の種類承認札金の客体は定期金負担付き財産である。) 第三の種類の実質的な客体は定期金負担付き財産であり、それらは一般に「農民保有地」や「世襲賃租地」とも呼ばれる。このような財産は成文法ではなく慣習法に基づくものであり、例えば、ブルゴーニュについてはカッサネオが『ブルゴーニュ慣習法注解』第11章第1条第1番で、フランス全域についてはモリナエウス『パリ慣習法注解』第2章「貢租地及び領主権について」注釈各所で、我々のテューリンゲン及び隣接するマイセンについてはコレルス『執行手続論』第1部の私の手元の版で言えば第194番以下がそれぞれ証言する通りであり、他の諸地域についても至る所で経験上明らかである。

〈9. それらの財産はケンススに因んでそう呼ばれる。この名称は法において曖昧かつ多義的である。〉定期金付き財産（ボナ・ケンスアーリア）は定期金（ケンスス）の支払に因んでそのように呼ばれているが、「ケンスス」という呼称は曖昧であり、法においても諸博士によっても特に多様な意味で用いられている。〈10. 第一にケンススは財産の評価を意味する。〉第一に、ケンススはその最も本来の意味において各人の財産の評価であり、古代の注釈家たちはこれを「財産の目録あるいは登録財産（アボグラペー・テース・ウーシアス・カイ・アポティメーシス）」と定義している。例えば、ハリカルナッソス〔のディオニューシオス『ローマ古代誌』第4巻〔IV, 15〕はローマ市民の〈ケンスス〉を論じる際に、「銀貨について登録されあるいは調査される（アボグラフェスタイ・カイ・ティマスタイ・プロス・アルグリオン）」と述べており、クヤキウス『学説彙纂第50巻第16章「語句の意味について」注解』第111法文注釈はこれを、各人の資力が何デナリウスに相当するのかという趣旨で、当時の銀貨であるデナリウスと解釈している。〈11. 財産の評価の由来と性質が、法の歴史並びにローマ人の故事によって説明される。〉そのような仕事を遂行する人々はこの財産調査に因んで特に「監察官（ケンソーレス）」と呼ばれるようになった。というのも、

『承認札金論』では、「各人の財産の評価*aestimatio patrimonii cuiusque*」、「各人の財産や資産*patrimonium cuiusque et substantia*」、「租税や公課*tributum et pensatio publica*」、「君主よりも下位の者に対しても臣従の故やその証として、あるいは、関係成立その他の原因に応じて毎年支払われるもの*quod*

それ以前、ローマ建国紀元310年までは執政官が財産調査を担当していたからである【学説彙纂1巻2章「法の起源、官職一般、並びに、法律家の系譜について」第2法文17節、リウィウス『ローマ史』第4巻 [8, 24.]】。〈12.〉リウィウスが述べているように [I, 42.]、その後の支配にとってあれほど有益なものとなったこの仕組みを最初に確立したのは第6代のローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスであり、この仕組みによって、戦時平時の義務が、それまでのように各人等しくではなく、財産の所有に応じて生じるようになった。〈13.〉このケンススの方法は二つの部分、すなわち、財産調査を受ける各人の資力と年齢の申告乃至登録、そして、その者の家族についての為される申告乃至登録、から構成されていた【ハリカルナッス『ローマ古代誌』第4巻の私の手元の版で213頁】。各人の資力がどれ程なのかだけではなく、武装して敵から共和国を防衛できるのは誰かということを知るために、それはまさにこの上ない仕組みであった。〈15.〉それ故、ケンススの職務についての言及は法において頻繁に見られる【勅法彙纂8巻53章「贈与について」第7法文、学説彙纂50巻15章「戸口調査について」第3法文、同第4法文前書及び5節、学説彙纂22巻3章「証明及び推定について」第13法文】。〈16.〉また、アプレイウスは『弁明』の中でこの慣行にふれて、「もしこの写しが信用できなとお考えならば、私の財産を見逃さないように私を、もちろん裁判に訴えるのではなくて、戸口調査で申述させるべく召喚なさって、もしお気づきにならなければ、私と私の弟に父から20セステルティウスを遺された旨申し上げるわけです」、と述べている【ヤコプス・ラエワルドゥス『法律家の権威について』第7章の私の手元の版で991頁、並びに、ブリッソニウス『古代市民法選集』第1巻第5章末尾を参照されたい】。〈17.〉このような登録により各人のケンススに応じて、富裕な者にはたとえ少数でもより多く、貧しい者にはたとえ多数であってもより少なくという具合に、幾何学的手法で税が課されるので、各人は、国家において名誉ある地位を占めケンススで富裕層に属すればするほど、それだけ多くを負担し、それによって国家に貢献すべく求められることになった。〈18.〉というのも、古来、ローマ人は国庫から俸給を受け取ることはなく、自らの負担によって軍務に就いていたからである。この点については、ディオニュシウスが『ローマ古代誌』第4巻の215頁と236頁、並びに、第5巻の305頁で詳しく述べているところを参照されたい。

annuatim etiam inferiori a principe praestatur vel ratione et in recognitionem subjectionis, vel ratione foundationis, vel aliarum causarum]、「自らの不動産と当該不動産に有する何らかの権利や所有権とを他人に完全に移転し、自らには、ケンススの名目で果実もしくはは金銭で支払われるべき相応の持ち分のみを留保

〈19. 第二にケンススは各人の財産や資産を意味する。〉第二に、ケンススは各人の財産や資産の趣旨でも用いられている【学説彙纂36巻1章「トレベリウス元老院議決について」第16法文前書、勅法彙纂1巻4章「司教による審尋について、並びに、司教の権利、任務、尊厳に関わる諸規定について」第27法文3節】。それ故、オウィディウスは『祭事暦』[I, 217-218.]の中で「財産こそ名誉をもたらし友情をもたらすもの」と、そしてまた、ユウェナリス『諷刺詩』III, 140-141.]も「財産がまず問題、品格など一番最後」と、詠っている。〈20. ローマ人の中で如何なる市民が「ケンスス」と呼ばれたのか。〉アスコニウス・ペディアヌスがキケロの『ウェッレス弾劾』第3巻[I, 41.]への注釈で述べているように、十万セステルティウスもの財産を有する者が〈特に(カト・エクソケン)〉「ケンスス」と呼ばれていたのもそのためであり、この十万セステルティウスとは金貨に換算するならば総額千アウレウスに相当する【ホトマヌ『法学提要注解』第3巻第7章「被解放者の相続について」第3節の文言「百以下である」への注釈】。

〈21. 第三にケンススは租税の意味で用いられる。〉第三に、ケンススは、当初は軍隊を維持するため、その後、包括的支配権の承認や、君主の担う国家の支援助と維持のための租税や公課の趣旨で用いられている【勅法彙纂4巻47章「租税その他の納入がなければ土地は取得できないこと」の表題及び第2法文。同4巻46章「公課のために売却が為される場合」第1法文、及び、学説彙纂50巻15章「戸口調査について」第4法文9節との組み合わせ】。〈22. 租税とは何か、そして、ローマ国家において租税は通常如何なる目的のために納められたのか。〉ザシウスが『市民法異例箇所義解』第2巻第3章で考えているように、まさに租税が国庫に納入されるという目的のためにケンススが行われるのであるから、上のような理解はそれほど不都合なことではない。要するに、ケンススが、別の場合に、登録されるものに因んで戸口調査簿を意味するのだとすれば【論拠となるのは学説彙纂41巻1章「物の所有権の取得について」第64法文、テオフィルス『法学提要義解』1巻8章「自権者及び他権者について」第6節】、同様の比喩によって、戸口調査が行われる目的でもある租税を意味するはずではないのか。戸口調査に関する学説彙纂第50巻第5章と勅法彙纂第11巻第57章はまさにこの点に着目しているのである。〈23. 諸皇帝の自体に一般に行われていたそのような戸

する者に支払われる年金 *pensio annua, quae praestatur illi, qui praedium suum et quicquid in eo juris et dominii habet, in altertum plene transtulit, reservata sibi modica saltem illa portione, vel in fructibus, vel pecunia sub nomine census praestanda*」あるいは「一定の仕方で同様の持ち分を相手方自身に本

口調査は、[セルウィウス・] トゥッリウス王の下で開始され諸執政官によって為されていたものとは相当に異なっている。(24.) 往時、都市やイタリアに留まっていたローマ国家において、少し前にディオニュシウスに依拠して述べたとおり、兵役は国庫によってではなく、ケンススによって個々のローマ市民の自弁に支えられていた。しかしその後、国境が拡張されると、征服された地域は、ケクロがすぐ後に引用する箇所¹⁾で証言しているように、貢納を義務づけられ、つまり、それらの地域は上級支配権を留保した上でそれぞれの占有者に返還されるか、あるいは、国庫に納められた後に監察官によって賃貸されるかの何れかであった。ユーリウス・フロンティヌスが『土地の境界について』の中で述べているところによれば、「敵方から土地を奪った昔の人々は、ある土地については報酬として古参兵に与える一方、別の土地は農働化してその幾つかを長期間にわたって徴税請負人に賃貸し、年単位の賃料を元首に納めさせ、それらの賃料を貢納金と呼んでいた」。また、ケクロが『ウェッレス弾劾』第5巻[→Ⅲ, 6, 12.]で述べるところによれば、「シキリアとそれ以外の属州では、審判人諸君、土地の課税のあり方に次のような違いがある。すなわち、他の属州では、ヒスパニアや多くのフェニキアの属州のように、貢納金と呼ばれる確定した額の税金が、戦勝の報酬や戦争の懲罰のごとく課せられるか、あるいは、アジアの属州のように、センプロニウス法に基づき、監察官による賃貸借が設定されている」。そして少し後には、「シキリアの諸都市の中で我が父祖等により戦争で征服されたところのごくわずかであり、それらの土地はローマ国民の公有地とされた上で諸都市に返還された。そのような土地は監察官によって賃貸されるのが普通である(ゴエダエウス『学説彙纂第50巻第16章「語句の意味について」注解』第27法文注釈第15番で正当に指摘されているようにこの部分は別様に解すべきである)」[6, 13.]とある。その後、全イタリアに市民権が付与されると、貢納は姿を消し、つまり、従来行われたケンススに応じた負担は免ぜられ、その負担は全て諸属州に課せられた。ただし、イタリア外の都市がラティウム権やイタリア権を付与されて負担を免除される場合も少なくない。この点については学説彙纂第50巻第15章第1法文や第8法文の他、同章各所を参照されたい。

(26. この意味でのケンススには二つあり、一つは人頭単位のケンススである。) この意味で用いられるケンススには二つあって、一つは人頭税であり、もう一つは地租

来属する不動産乃至資産から支払うべく相手方を義務づけた者に支払われる年金 *pensio annua, quae praestatur illi, qui altretum sibi certo modo ad eandem ex propriis suis praesidiis aut bonis praestandam obligavit*、「上級所有権や領主の諸権利の承認故に支払われる地代 *illa pensione, quae praestatur in*

乃至地所である【学説彙纂50巻15章第8法文7節】。〈27.〉前者は、各人によって、つまり、人について一人頭(カプト)ずつ納付される【同第3法文、勅法彙纂11巻47章「課税対象たる農民あるいはコロヌスについて」第10法文】。それ故、〈カピターティオー〉と呼ばれる【同章第9法文】。〈28. もう一つは土地乃至地所単位のケンススである。〉後者は地積単位つまり〈ユージェルム〉に応じて納付されるので、〈ユガーティオー〉と呼ばれる【同第9法文、勅法彙纂11巻51章「トラキアのコロヌスについて」第1法文、モリナエウス『パリ慣習法注解』第2章「貢祖地並びに領主の諸権利について」第73【旧51】条前置注釈第8番】。

〈29. 第四にケンススは、カノン法や慣習法に従い、君主よりも下位の者に対しても支払われるものの意味で用いられる。〉第四に、カノン法や慣習法では一般に、君主よりも下位の者に対しても、別書第3巻第36章「聖堂は司教に管理下に服すべきこと」第6節にあるとおり、臣従の故やその証しとして、あるいは、関係成立【同3巻38章「保護権について」第23節】やその他の原因に応じて【同3巻39章「定期金、教会納付金、手数料について」全体】、毎年支払われるものという趣旨でも用いられている【モリナエウス前掲箇所第18番】。

〈30. 第五にケンススは同じくカノン法では年金の意味に解されている。〉更に特に注目されるのは、第五に、ケンススが、カノン法上、自らの不動産と当該不動産に有する何らかの権利や所有権とを他人に完全に移転し、ケンススの名目で果実もしくは金銭で支払われるべき相応の持ち分のみを自らに留保する者に支払われる年金という意味で用いられ、そのような不動産譲渡は市民法上も承認されているものと解される【勅法彙纂4巻64章「物の交換、並びに、前書訴権について」第8法文】。〈31.〉あるいは、一定の仕方で同様の持ち分を相手方自身に本来属する不動産乃至資産から支払うべく相手方を義務づけた者に支払われる年金という意味で用いられる。〈32. 年金には二種類ある。〉これらの年金は、相手方に弁済されるべきものとして支払われるものであるので〈レディトゥス(償却金)〉と呼ばれる。

〈33. 一つは留保定期金でありもう一つは証書定期金である。〉前者は留保定期金であり、後者は証書定期金、あるいはむしろ、創設定期金である【ドミニクス・デ・ソト『正義と法』第6巻第5論第1節第2欄の「留保的云々」及び「それ故もう一つの

recognitionem domini directi, et jurium dominicalium」、の六つの語義が本文では区別されており、章冒頭のいわゆる梗概summariaに従えば、五つ目の語義である「年金pensio annua」、すなわち、「不動産praedium」の収益から支払われる「毎年の償却金annus reditus」について、その発生原因たる「定期

定期金云々」の各段、メノキウス『推定論』第3巻第107章第4番以下、ルドウィクス・モリナ『正義と法』第2巻第381論第2番末尾付近及び第382論第1番】。

〈34. 第六にケンススは、定期金の契約それ自体、あるいはまた、毎年の償却金を受領する権能という意味で用いられる。〉また、ケンススは、形式的には、コワッルウィアス『実務問題解決集』第3巻解決3第1番にあるように、定期金契約の意味に用いることもできるし、更にむしろ、ルドウィクス・モリナ『正義と法』討論382第3番にあるとおり、そのような償却金を受領する権利あるいは権能という趣旨にも解することができ、我々もこの意味で用いることにする。例えば、ペトルスは、ガイウスの不動産に、当該不動産からこれだけの金銭や果実が自らに支払われるというケンススを有している、という具合に。

〈35.〉なお、これら何れの理解においてもこの「ケンスス」という呼称を用いるのは全く不適切である。というのも、ここでは不動産が調査されているわけではないし、ケンススの真正かつ本来的な語源であるような如何なる評価も課税も行われていないからである。

にもかかわらず、そのような名称が広まるに至ったのは次のような理由によるものに違いない。すなわち、ここでは賃料が以前の所有権や付与された利益の証しとして、あるいは、その承認と引き換えであるかのように、支払われるところから、包括的支配権の承認と引き換えにおいて支払われた古代のケンススとその限りで類似するのである。

〈36. この定期金契約は公共体の下で適法である。〉以上のような定期金を公共体において適法と解すべきことに諸博士は一致している【スアレズ『通説宝典』Aの項第180番、テサウルス『ピエモンテ神聖顧問会新判決集』判決154第2番、デキアヌス『助言集』第1巻助言2第70番以下、アルワルス・ワラスクス『永借権問題集』問題32第9番、ゴメジウス『トロ法注解』第68条注釈第2番、ガイル『実務考察集』第2巻考察7第5番及びグレーフェン『実務問題解決集』の同箇所解決7、ここでは多くの点が導出されている】。中でも最も見事で詳細なのは、ドミニクス・デ・ソト『正義と法』第6巻第5論第1節及び第3節、コワッルウィアス前掲『問題解決集』第3巻第7章、モリナ前掲『正義と法』第385論全体、フリデリクス・マルティニ『定期金法論』序

金契約contractus censualis] や「償却金を受領する権利あるいは権能*jus seu facultas reditus percipiendi*」を六つ目の語義として独立して扱っているので、合計七つの語義が列挙されていることになる。『問題解決集』での前記五つの語義との対応関係を順に確認していくならば、まず一つ目の語義「各人の財産の評価」については、『承認礼金論』の説明の前半三分の一(第10番から第11番)は『問題解決集』での説明(第4番及び第5番)に一字一句変わらず完全に一致しており、フランツケが旧著の説明をそのまま利用していることが分かる。また、後半三分の二(第12番から第18番)については省略され、旧著で詳しく論

説及び第3章第143番以下、ロデリクス『年及び月定期金論』第1巻第4論第24番、シギスモンド・スカッキア『商取引及び銀行論』第1章第1問の「定期金について」の表題部分、フェリキアヌス・デ・ソリス『定期金論』全体、である。更には、パウルス・ブシウス『年償却金論』のようなこの問題に関する最新のもの、そして、より古いものの中では、ペトルス・フォレリウス『定期金契約論』やベネディクトゥス・ボニウス『定期金論』を是非じっくりと御覧いただきたい。

〈37. 第七にケンススは、慣習法上、上級所有権の承認故に支払われる地代の趣旨でも用いられ、そのような意味で、このケンススは定期金負担付き財産や承認礼金という問題に関連している。〉第六にそして最後に、ケンススは、上級所有権や領主の諸権利を承認故に支払われる地代の趣旨で用いられ、定期金負担付き財産や定期金契約が承認礼金という問題に関わると解されるのはまさにこのためであり、フランス王国においてそのように解されていることは、モリナエウス前掲『バリ慣習法注解』第2章第73〔旧51〕条第一注釈第5番、第12番、第13番、第17番、同章表題注釈第20番以下、〔旧〕第51条第二注釈第28番において、法学提要第3巻第24章「貸借について」第3節へのヨハネス・ファブリの注釈最終欄やクヤキウス『勅法彙纂パラティトラ』第6巻第44章「永借権について」注釈を受けて主張されているし、ブルゴーニュ公領についても、前記第8番で既に引用したカッサネオ『ブルゴーニュ慣習法』第11章「賃租地について」第1条注釈第1番及び第6条注釈第5番、ペトルス・レブッフス『フランス王令注解集』「年金設定について」の章第1条第17注釈が同旨であり、同様に、承認礼金が問題となる場合にはケンススをそのような趣旨に解すべき旨アルワルス・ワラスクス前掲『永借権問題集』問題32第32番やアップリクティス『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決129第8番、モリナ前掲『正義と法』第381論第7番は考えており、直ぐ後に述べるところからもこれは自明である。”(De laudemis, 212-217.)

述済みである旨一言されている。二つ目の語義「各人の財産や資産」についても、『承認礼金論』(第19番)の記述が『問題解決集』(第6番)で用いられており、後者において引用文献が新たに二つ付加されたにすぎない。三つ目の語義「租税や公課」については、『承認礼金論』の説明の前半四分の一(第21番及び第22番)と後半四分の一(第26番から第28番)が、『問題解決集』の前半(第8番及び第9番)と後半(第10番及び第11番)にそれぞれ一致し、省略された旧著の中間部二分の一(第23番から第25番)については参照が指示されている。四つ目の語義「君主よりも下位の者にも支払われるものquod annuatim etiam inferiori principe praestatur」についても両著の説明は全く同じである(『承認礼金論』第29番と『問題解決集』第12番)。

残る五つ目の語義「年金」に関しては旧著の記述との対応関係が若干込み入っている。論述の共通点としてまず確認できるのは、この「年金」としての〈ケンスス〉を、「自らの土地乃至不動産を相手方に完全に移転するfundum vel praedium suum in alterum plene transfert」者が「果実や金銭によってケンススの名目で支払われるべく自らに留保した一定の地代reservata sibi certa pensio in fructibus vel pecunia sub nomine census praestanda」(『問題解決集』第14番)や「相応の持ち分modica portio」(『承認礼金論』第30番)と、目的物を元々保有している者が自ら「定期金義務者censuarius」として「自らに本来属する不動産乃至資産propria sua praedia aut bona」から支払う「地代pensio」や「持ち分portio」(『問題解決集』第15番、『承認礼金論』第31番)とに二分し、前者を「留保定期金census reservativus」、後者を「証書定期金census consignativus」や「創設定期金census constitutivus」とそれぞれ称している点である。また、〈ケンスス〉という「呼称vox; appellatio」をこれらの「定期金census」について用いることを、「この場合、不動産が調査されているわけでも課税されているわけでもないpradia hic nulla censentur aut peraequantur」が故に、「全く不当admodum improprie」であるとする一方で(『問題解決集』第17番、『承認礼金論』第35番)、「地代がいわば以前の所有権や利益の証しとして支払われるところから、包括的支配権の承認の下に支払われた前述のような古代のケンススにその限りで類似するよう見えるpensio

quasi in memoriam antiqui domini et beneficii solvitur, et ita veteri illi censui, qui in recognitionem domini universalis persolvebatur, suo modo similis videtur」ために当該呼称が普及したとの経緯を指摘し(『問題解決集』第17番、『承認礼金論』第35番)、〈ケンスス(定期金)〉に代えて〈reditusレディトゥス(償却金)〉という名称を推奨している(『問題解決集』第18番、『承認礼金論』第32番)ところもまた、一致している。また、「定期金契約」や、「償却金を受領する権利や権能」の意味での〈ケンスス〉の用法に言及し、特に後者の受領権限での用法に与する立場が表明されているところも(『問題解決集』第13番)、旧著のままである(『承認礼金論』第34番)。しかし、『承認礼金論』の検討対象が、「上級所有権dominium directum」類似の権利を留保した封臣への承認礼金の支払が問題となる限りでの「定期金負担付き財産」、つまり、授封物に設定される特殊な「留保定期金」に絞られていたのに対して、『問題解決集』の検討対象は、不動産の現実の占有移転を伴わず、それ故、不動産の利用ではなく投資の対価として支払われる定期金、上記の区別で言えば、「創設定期金」や「証書定期金」と呼ばれる方に限定されている。〈ケンスス〉の語義として、「上級所有権や領主の諸権利の承認故に支払われる地代illa pensio, quae praestatur in recognitionem domini directi, et jurium dominicalium」を定期金の二類型とは区別する必要があった『承認礼金論』とは逆に、『問題解決集』では、前述の通り、定期金契約の一方当事者が封臣としての領主であるかどうかには左右されないより包括的な語義が二類型に先立って提示され、「創設定期金」の一形態である「人的定期金census personalis」と「消費貸借mutuum」との相違が同じ「解決1」の後半部の主題として位置づけられたのは、まさにそのような検討対象のずれを示すものと考えられる。なお、『問題解決集』では、〈ケンスス〉という呼称が普及した経緯が専ら「留保定期金」にのみ当てはまることを意識したのか、「創設定期金」については、「地代が一定の収益率で支払われる限りで、ある種の評価が行われていることになる aestimatio quaedam fit, dum illa pensio ad certam rationem fructuum redigitur」と付言されており、ここにも旧著との視点の違いを読み取ることができる。

フランツケが自らの主題と見定める「定期金」をめぐる諸論点、すなわち、『承認礼金論』で詳論され、『問題解決集』でも簡略に言及される永代賃借との相違や「留保定期金」の推定、あるいは、『問題解決集』で概観される「創設定期金」の種々の下位区分については後にふれることとして（後述Ⅱ及びⅢ参照）、〈ケンスス〉という語のいわば外延を確定する以上のような議論について着目したのは、「古代のケンスス*vetus census*」、すなわち、古代ローマのいわゆる戸口調査に遡る「ケンススの真正かつ本来的な語源*verum et genuinum etymon census*」（『問題解決集』第17番、『承認礼金論』第35番）をめぐる繰り返される古典古代の文献引用である。引用されているのは、順に、ハリカルナッソスのデュオニューシオス *Διονύσιος Ἀλικαρνασσεύς*: Dionysius Halicarnassensis 『ローマ古代誌 *Ρωμαϊκή Αρχαιολογία*: Antiquitates Romanae』、ティトウス・リーウィウス Titus Livius の『ローマ建国史 *Ab Urbe Condita*』、プブリウス・オウイディウス・ナソー Publius Ovidius Naso の『祭事暦 *Fasti*』、デキムス・ユウニウス・ユウエナーリス Decimus Junius Juvenalis の『諷刺詩 *Saturae*』、マルクス・トゥッリウス・キケロー Marcus Tullius Cicero の『ウェッレース弾劾 *In Verrem*』及び同弁論へのクイントゥス・アスコーニウス・ペディアーヌス Quintus Asconius Pedianus の（ものと当時解されていた）注釈であり、『問題解決集』で省略された『承認礼金論』の記述には、ルーキウス・アプレイウス Lucius Apuleius の『弁明 *Apologia*』や、セクストゥス・ユウリウス・フロンティーンヌス Sextus Julius Frontinus の（ものと当時解されていた⁶⁾）『土地の性質と境界

6) 本著作が偽作である点については、*Sex. Julii Frontinii Opera ad optimas editiones collata* (1788), XLVIIを参照。未だフロンティーンヌスの真作と解されていた時期においても、その表題は一定せず、フランツケ=ゲッデウス（後述参照）が引用の際に用いる表題『土地の境界について *De limitibus agrorum*』については、同名の著作そのものが見当たらない。例えば、16世紀半ばにパリで『土地の条件並びに境界設定について *De agrorum conditionibus, et constitutionibus limitum*』(1554年)との表題で公刊されたフロンティーンヌスを含む複数の著者の境界をめぐる諸著作の集成においては、フロンティーンヌス関連の断片の総称として各頁の上部に「土地の境界について *De limitib[us] agror[um]*」が用いられているが、同書に収録された『土地の性質並びに

紛争についてDe agrorum qualitate et controversiis limitum』の引用も見える(第16番及び第24番)。これらの「古典文献classische Literatur」の博引旁証は、フランツケの人文主義的素養を当時のドイツ人法律家としては例外的なものとして強調する前記評価を裏付けるかのようにも見えるが、実際には、それらの引用のほとんど全てが同時に引用される16世紀以降の法学文献からの文字通りの孫引きにすぎない。しかも、そのような同時代の文献からの借用は、古代文献の孫引きにとどまらず、古代の〈ケンスス〉の用法には直接関わらない四つ目以降の語義も含めて、語義分析の内容全体に及んでおり、借用の範囲も「16世紀の偉大なフランス人たちgroße Franzosen des 16. Jahrhunderts」が中心であるとはいえ、地域的にも分野的にもより広範に渡っている。フランツケの独自性を敢えて見出すとすれば、それは、個々の語義分析の内容ではなく、自らの目的に沿って種々雑多な文献の論述を切り取り組み合わせるその構成の妙に存するということになろう。定期金概念をめぐる議論の全体像を把握するためにも、以下、各箇所の出典となっている諸学説を一つ一つ確認しておくことにする。

ディオニューシオスが引用される財産評価という意味での〈ケンスス〉の説明の借用先は、ジャック・キュジャスJacques Cujas(1522-1590年)の『学説彙纂第50巻第16章「語句の意味について」注解Ad titulum de verborum significationibus commentarius』(1595年初版、以下『注解』と略称)である。『注解』は、ヴァランス及びブルジュの両大学でキュジャスに学び両法博士号を取得したピエール・ピトゥPierre Pithou(1538-1596年)の「所蔵筆録を元にex bibliotheca」、キュジャスの死後に公刊され、クロード・コロンベClaude Colonbet(?-1669年)等の編集による全四巻版『遺著集Opera

境界紛争についてDe agrorum qualitate, et controversiis limitum』にも、約一世紀後にアムステルダムで公刊された『セクステイウス・ユーリウス・フロンティヌスの伝存著作集Sexti Julii Frontini, [Opera,] quae extant』(1661年)に収録された『農地、すなわち、土地の性質並びに紛争についてDe re agraria, id est, de agrorum qualitatibus et eorumdem controversiis』にも、引用箇所が見当たらず、典拠は未確認である。

postuma』(1617年初版)の第三巻、更には、シャルル=アンニバル・ファブ
 ロCharles-Annibal Fabrot(1580-1659年)編集の全十巻版『著作全集Opera』
 (1658年初版)の第八巻に、「学説彙纂第50巻第16章講義録Recitationes
 solemnes ad titulum XVI. lib. L. Digestorum」との表題で収録された。『承認
 礼金論』執筆当時フランツケが参照できたのはフランクフルト刊の『注解』か、
 あるいはパリ刊の『遺著集』初版に収められた「講義録Recitationes
 solemnes」のテキストであろう。引用されているのは、「〈ケンススする(ケン
 ンセーレ)〉とは任命し命令することであり、それ故、〈我は汝がこれを為すべ
 くケンススする〉と言ったり、自らあることをケンススした旨述べることもよ
 くある。〈監察官(ケンソル)〉という名称はここに由来すると考えられる
 Censeri est constituere, et praecipere: unde etiam dicere solemus, *Censeo hoc
 facias*, et semet aliquid censuisse. Inde censoris nomen videtur esse
 tractum.」という第111法文への注釈⁷⁾である。この注釈において、キュジャス

7) “トリボニアヌスは、今度はヤウォレヌスから、本章に属する内容を抜粋し始めて
 いる。当法文が取り出された著作において、ヤウォレヌスは「あらゆる裁判官の裁判
 権について」論じたので、監察官の裁判権や職務についても扱われたのである。監察
 官たちは風紀や法律の教導者、監督者であったが、そのような至高の権能は既に国家
 から姿を消してしまっていたため、彼らの職務についてトリボニアヌスはほとんどあ
 るいは全く何も我々に伝えておらず、ただその名称の語源だけをここに示している。
 トリボニアヌスが言うには、「ケンススするは任命し命令することである」、とされる。
 注目すべきなのは、「〈ケンソル(監察官)〉という名称がここに由来すると考えられる」、
 とされている点である。つまり、ヤウォレヌスにおいては、これが、監察官という名
 称の由来を論じる試みの結論であったのである。流布版では、「元老院はあることを
 ケンススした」と読まれているが、フィレンツェ版には、「自らあることをケンスス
 した」と書かれており、バシリカ法典には「また、自らあることを既に決定したこと(カ
 イ・トー・カタアウトン・ポテ・ケクリケナイ)」とあって、後者に確証を与えている。
 ところで、〈ケンスス(戸口調査)〉が実施される際に各人の資力が調査されるところ
 から、〈ケンシオー〉、つまり、評価に、〈ケンソル(監察官)〉という名称の由来を求
 める人々もいる。〈ケンスス〉とは確かに評価であり、古代の注釈家たちは、「財産の
 目録あるいは登録制度(アボグラペー・テース・ウーシアス・カイ・アポティメーシス)」、

は、〈監察官(ケンソル)censor〉という名称の「語源notatio」、監察官によって行われた「戸口調査(ケンスス)census」の評価対象財産、「誰かが他人のものをケンススで申告し、自分のものであるかのように装ったquis aliea in

と定義している。例えば、ハリカルナッセウスの『ローマ古代誌』第四巻は、ローマ市民のケンススについて論じた際、「銀貨について登録され調査される(アポグラフィスタイ・カイ・ティマスタイ・プロス・アルグリオン)」と述べており、ここで、〈プロス・アルグリオン〉とは〈アド・デーナーリウム〉と訳すべきであり、〈デーナーリウス〉とは銀貨であった。従って、監察官は、この銀貨に即して資力を評価していたことになる。評価、あるいは、計算は、我々が〈トータ・アエラ(全財産)〉を数えるように、〈アエス(青銅)貨〉に即して為されるが、銀貨が普及すると、〈デーナーリウス貨〉、〈セステリウス貨〉、〈クイーナーリウス貨〉、〈ウイクトリーウス貨〉に即して為された。法律家マルキアヌスの通貨論に、「アエス貨算定額」、「デーナーリウス貨算定額」、「セステリウス算定額」、とあるのもそのためである。そしてこれは丁度、フランス人が、「パリのスー貨で」、「トゥールのスー貨で」、「エキュ貨で」、「現行のフローリン貨で」、それぞれ計算すると言うのと同じである。同様に、「銀貨に即した(プロス・アルグリオン)」評価も、某の資力はこれだけの〈デーナーリウス〉であるという具合に行われたのである。ただし、かつてケンススは、五年毎に豚、羊、牛の犠牲によって浄められたローマ市場で、ローマ市民についてのみ行われ、また、奴隷は、主人の意思でケンススが為されることで、ローマ市民となった。ケンススによる解放はここに由来する。またそれ故、ケンススが行われるのは、手中のもの、すなわち、イタリアの権利か土地に属するものに限られた。[セクストゥス・ポンペイウス・フェストゥスが「ウェッリウス・フラックスの『語句の意味について』の摘要録の中で」、 「ケンススで評価されるべく、市民法上買ったり売ったりできる土地」、つまり、手中の土地「が申告される」と述べているのはこのことであり、そのような手中物と非手中物の区別はユスティニアヌスによって廃された【勅法彙纂7巻31章「使用取得の改良、並びに、手中物と非手中物の区別の廃止について」第1法文】。また、キケローが『フラックス弁護』[32, 80.]において、「私が問うているのは、それらの土地がケンススで評価されるものなのか、ということである」、と述べているのも同じであり、これはその直ぐ後に、「それらの土地は市民法上のものなのか。非手中のものなのか。どのトリプスで貴君はそれらの土地を申告したのか」、と敷衍されている。なおキケローは、同じ弁論の中で、我々の法に関して、「誰かが他人のものをケンススで申告し、自分のものであるかのように装ったとしても、そのようなものは権利に

censum deducit, et dedicat quasi sua」場合の「所有物取戻vindicatio rei」の可否、「ケンススで登録されていないローマ市民incensi cives Romani」に科される「不名誉処分infamia」の内容、というおおよそ四つの論点について論じている。フランツケが目をつけたのは、この一つ目の論点である「語源」につ

なるわけではなく、ケンススの権威が真理をねじ曲げることはない」と主張しており [32, 79?]、これは学説彙纂第41巻第1章「物の所有権の取得について」第64法文や同第50巻第15章「戸口調査について」第4法文第4節と符合する。従って、たとえケンススにおいて他人のものとして登録されたとしても、所有者には自らの物の取戻訴権が認められることになる。これは、ある奴隷が主人の意思によらずに被解放者として申告されたとしても、被解放者となるわけではないのと同じである【勅法彙纂7巻16章「自由身分訴訟について」第15法文。この法文には、「仮装された虚偽の申告は真実を覆さない」、とある】。それ故また、この法文は、パシリカ法典に「仮装された（プロスポイエーテイサ）」とあるように、虚偽表示、つまり、「仮装行為（プロスポイエーシス）」に関するものではなく、〈申告〉を反復させて、「仮装された虚偽の（要するに）ケンススの申告は真実を覆さない」、つまり、奴隷身分から解放しない、と解すべきである。他方、ケンススで登録されていないローマ市民は、鞭で打たれ財産を没収された上、売却されることで一市民たる資格を失い、また、ケンススで申告しなければ、市民は市民権どころか自由をも失うことになったので、奴隷の身分に陥ることになる【ウルピアヌスの著作断片の「後見人について」】。これは、ハリカルナッセウスによれば、セルウィウス・トゥッリウスの法律に由来するとされ、この法律は長く存続したともされている。しかし、監察官の職務はケンススの実施のみから成るわけではない以上、〈ケンシオー〉を罰金を科する意味にも解し得る。というのも、監察官には、不名誉を理由に、罰金を科したり、下層民に人頭税を科したり、トリプスから追放したり、投票権を剥奪したり、元老院議員を元老院から除名追放したり、騎兵から馬を、歩兵から槍を没収したりする権限があったからである。監察官によるこれらの取調や処罰は、この至高の公職によるこの上なく重大な裁定であり、誰もがその職務においてこれに服するのであり、プルタルクスが【『対比列伝』の「ティトゥス・フラミニウス」において [18, 1]、この公職を「国家の極点（テース・ポリテイアス・エピトレイオーシン）」と呼び、市民がそれに服し総計されていたかのように述べているのは正しい。ただし、監察官によるこれらの取調や裁定が、法律や法務官の告示の定める不名誉処分（インファーミア）を科すことはない。監察官によって不名誉者と宣告されるのは、人々の意見や行動そのものによってであって、法によって

いて、「任命し命令すること *constituere, et praecipere*」という意味の〈ケンセーレ censere〉を〈ケンソル〉の語源とする同法文のヤウオレヌス Javolenus (を採録したトリボニアヌス Tribonianus) の見解とは別に、「〈ケンスス (戸口調査)〉が実施される際に各人の資力が調査されることから、〈ケンシオー〉、つまり、評価に、〈ケンソル (監察官)〉という名称の由来を求める人々もいる *Alii a cenione, id est aestimatione, nomen censorum deducunt, quod singulorum facultates aestimarent in censu agendo*」と指摘され、〈ケンソル〉の語源を「評価 *aestimatio*」という意味の〈ケンシオー *censio*〉に求める異説が紹介されている箇所である。そこには、「〈ケンスス〉とは確かに評価であり、古代の注釈家たちは、〈財産の目録あるいは登録制度 (アポグラペー・テース・ウーシアス・カイ・アポティメーシス)〉、と定義している。例えば、ハリカルナッセウスの第四巻は、ローマ市民のケンススについて論じた際、〈銀貨について登録され調査される (アポグラフィエスタイ・カイ・ティマスタイ・プロス・アルグリオン)〉と述べており、ここで、〈プロス・アルグリオン〉とは〈アド・デーナーリウム〉と訳すべきであって、〈デーナーリウス〉とは銀貨であった。従って、監察官は、この銀貨に即して資力を評価していたことになる *Census enim aestimatio est, et ut definiunt veteres Glossae, απογραφή της ουσιας, και*

ではなく、不名誉にはこれらの二つの種類が存する【学説彙纂37巻15章「親や保護者に対して示すべき従順さについて」第2法文】。告示や法律に基づいて不名誉者となる者には、刑事告発権も【学説彙纂48巻2章「告発並びに起訴について」第8法文、勅法彙纂9巻1章「告発できないのは誰か」第15法文】、国民訴訟提起権も認められない【学説彙纂47巻23章「国民訴権について」第4法文】。監察官によって不名誉者と宣告された者には、キケローが『クルエンティウス弁護』で述べているように [42, 119-120]、刑事告発権は認められた。すなわち、名誉を求める権利は存したが、告示による不名誉者にはそのような手段は与えられていなかったのである【勅法彙纂12巻1章「顕職について」第2法文】。同様に、キケローは、ノーニウス [の『学説便覧』] が伝える『国家について』第4巻 [6, 6.] で、「監察官の裁定は被譴責者に恥辱以上のものを与えない。つまり、そのような裁定は不名誉という名目のみに関わり、そこに称される不名誉をもたらすわけではない」、と述べている。” (Recitationes, 538-539. 引用は全十一巻増補版『著作全集』の第八巻 [1780年モデナ刊] による。)

αποτιμησις. Sic etiam Halicarnasseus *lib. 4. dum tractat de Censu populi Romani, απογραφεσθαι, και τιμασθαι προς αργυριον, ubi προσ αργυριον* debemus interpretari ad denarium, qui erat argenteus numus. Censores igitur aestimabant facultates ad denarium」、とある。この一節に、〈ケンスス〉の第一の語義に関するフランツケの記述、すなわち、「第一に、ケンススはその最も本来的な意味において各人の財産の評価であり、古代の注釈家たちはこれを〈財産の目録あるいは登録財産〉と定義している。例えば、ハリカルナッセウス第四巻はローマ市民の〈ケンスス〉を論じる際に、〈銀貨について登録され調査される〉と述べており、クヤキウス『学説彙纂第50巻第16章「語句の意味について」注解』第111法文注釈はこれを、各人の資力が何デナリウスに相当するののかという趣旨で、当時の銀貨であるデナリウスと解釈している。そのような仕事を遂行する人々はこの財産調査に困んで特に〈監察官〉と呼ばれるようになった*Quod prius attinet, in proprissima sua significatione est aestimatio patrimonii cujusque, et, ut veteres glossatores definiunt, απογραφη της ουσιας, και αποτιμησις*. Sic etiam Halicarnasseus *lib. 4. Dum tractat de Censu populi Romani, απογραφεσθαι, και τιμασθαι προς αργυριον, ubi προσ αργυριον. Cujacius ad legem 111. de verborum significatione* interpretatur ad denarium, qui erat argenteus nummus, qiasi hujus vel illius facultates tot denatum sint」、を照らし合わせるならば、一見して明らかなおお、フランツケは、「古代の注釈家たち*veteres glossatores*」の定義や『ローマ古代誌』の一節⁸⁾を自ら引用した上で、後者の語句をめぐるキュジャスの解釈を援用しているのではなく、キュジャスの第111法文注釈の一部分をそのまま自らの論述の中に組み込んでいるのである。しかも、そのような典拠の孫引きによる議論が、キュジャスの論旨に忠実かといえそうではない。なぜなら、監察官という名称の「由来」として上記第111法文が提示するものとは異なる見解として紹介提示されていたにすぎない『ローマ古代誌』を典拠とする解釈、すなわち、「各人の財産*singulorum facultatets*」の〈ケン

8) *Antiquitates Romanae*, IV, xv, 221.

シオー) = 「評価」を語源とみなす理解が、フランツケでは、「そのような仕事を遂行する人々はこの財産調査に因んで特に(監察官)と呼ばれるようになったmunus illud, qui administrabant a censione ista Censores in specie dicti sunt」とされ、唯一の語義解釈であるかのように位置づけられているからである。

次に、リーウィウスの『ローマ建国史』については、テキストそれ自体の引用はなく、同書の「第四巻liber quartus」が指示されているだけである。確かに、マルクス・ゲガニウス・マルケリヌスMarcus Geganius Macerinusが二度目、トゥッリウス・クインクティウス・カピトリヌスTullius Quinctius Capitolinusが五度目の執政官に就任した年、すなわち、ローマ建国紀元310年に関する同巻の記述には、前任者のルキウス・パピリウス・ムギッラヌスLucius Papirius Mugillanusとルキウス・セムプロニウス・アトラティヌスLucius Sempronius Atratinusが「執政官としての職務を十分に全うしなかったeo magistratu parum parum solidum consulatum explerent」との疑いがあったため、「国民は戸口調査の実施のために投票を以て責任者を任じたcensui agendo populus suffragiis praefecit」とし、「監察官はこのような事情から任命されたcensores ab re appellati sunt」とする一節⁹⁾が見出され、フランツケの引用自体には問題はない。また、「この点については『承認礼金論』第10章第12番以下でより詳しく述べたde quo plura adscripsi de laudemis, capite 10. numero 12 et sequentibus」とのフランツケの言葉に従い、指示された箇所を見ると、そこには、「リーウィウスが述べているように、その後の支配にとってあれほど有益なものとなったこの仕組みを最初に確立したのは、第6代目のローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスであり、この仕組みによって、戦時平時の義務が、それまでのように各人等しくではなく、財産の所有に応じて生じることになったquem Servius Tullius VI. Romanorum Rex primus instituit, rem, ut ait Livius, saluberrimam tanto futuro imperio, ex quo belli pacisque munia non viritim ut ante, sed pro habitu pecuniarum fierent」、とあって、『ローマ建国史』を典拠とする説明が為されているが、ここでは、第四巻の上

9) Ab urbe condita, IV, 8.

記箇所ではなく、ローマ紀元175年に王位に就いたセルウィウス・トゥッリウス Servius Tullius の治世に関する第一巻の記述¹⁰⁾が援用されている。問題は、以上のような『ローマ建国史』の引用がフランツケ自身の「古典文献をめぐる広範かつ徹底した知見 *umfangreiche und gründliche Belesenheit in der classischen Litteratur*」によるものかどうかである。この点、学説彙纂第1巻第2章「法及び全官職の起源、並びに、法律家の系譜について *De origine iuris et omnium magistratuum et successione prudentium*」に第2法文として収録されたセクストゥス・プーブリウス・ポンポーニウス Sextus Publius Pomponius の『便覧 *Enchilidium*』から、「その後、ケンススにより多くの時間がかかるようになり、執政官では担いきれなくなったため、この職務のために監察官が設置された *post deinde cum census jam majori tempore agendus esset et consules non sufficerent huic quoque officio, censores consitutiti sunt*」との第17節を、『ローマ建国史』と組み合わせると引用しているところが注目される。というのも、後に〈ケンスス〉の第三の語義である「租税」に関連して引用されることになるウルリッヒ・ツァジウス Ulrich Zasius (1461-1535年) の『市民法の幾つかの箇所に対する独自で新たな義解集 *Intellectus singulares et novi in nonnulla loca iuris civilis*』(1526年初版、以下『義解集』と略称)の同法文注釈に、既にリーウィウスへの言及が見出されるからである。『義解集』には、初版時から、学説彙纂第1巻第2章第2法文への詳細な注釈が、「市民法の起源に関する注解 *In iris civilis originem scholia*」との表題の下に、他の「義解 *intellectus*」から半ば独立した形で併録されていた(若干の「補注 *additio*」が付された第二版(1532年)では、この「注解 *Scholia*」にボニファツィウス・アマーバツハ Bonifacius Amerbach (1495-1562年)への献呈文が付されている¹¹⁾)。その「注解」の第17節の文言〈*census* ケンスス〉に付された注釈¹²⁾には、「証人としてはリーウィウス、ディオニューシウスその他の人々が

10) *Ab urbe condita*, I, 42.

11) *Intellectus*, editio secunda, 110.

12) *Intellectus*, 133-134. 引用は1526年バーゼル刊初版による。

いるut testes sunt Liuius, Dionysius, et caeteri」とした上で、「ロムルスから数えて六代目のローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスが全てのローマ市民を記録し彼らの財産を査定するよう宣誓者たちに命ずることによって、最初に戸口調査を行ったServius Tullius sextus post Romulum rex Romanorum Romanos omnes describere et aestimare rem suam iuratos iussit, primusque censum egit」との指摘が見える。とはいえ、フランツケが第三の語義に関連して実際に参照しているのは、後述のとおり、この〈ケンスス〉注釈ではなく、後に『著作全集Opera』（1550/51年初版）の第五巻所収の二巻版『義解』の第2巻に「ケンススに関する章の義解、ケンススの一般的用法への批判を兼ねてIntellectus titulorum de censibus: et reprobatio communis eiusdem usurpationis」との表題で収録されたもの¹³⁾であった。しかし、こちらの「義解」

- 13) “管見では、ケンススに関する章〔学説彙纂第50巻第15章、勅法彙纂第11巻第57章〕について諸博士は常に適切に理解しているとは言えないように思われ、例えば、地所から毎年支払われるものが〈ケンスス〉と呼ばれると主張するような場合がそうであり、そのように呼ぶことが正しくないのは明らかである。というのも、〈ケンスス〉と呼ばれているのは財産の評価であり、これは、我々ドイツ人が俗語で〈シュトイヤー〉と呼んでいる毎年の租税を支払わせるためのもので、要するに、「調査すること（ケンセーレ）」、つまり、「評価すること（アエステイマーレ）」から〈ケンスス〉と称されているからである。ここから、調査する者は「調査官（ケンシストール）」、逆に財産を登録する者は「申告者」、とそれぞれ呼ばれる。そして、〈ケンスス〉、つまり、財産評価についての章についても以上のように解する必要がある。学説彙纂第50巻第15章「戸口調査について」第2法文に述べられているのもこの点である。すなわち、「前回の誤り」とは、租税支払のための財産調査が間違っているいは誤って為された場合、その評価は、「新たな申告によって」、つまり、納税者が新たに真正に自己の財産について申し出る時に、「無効になる」のである。また、勅法彙纂の〈ケンスス〉に関する章もまた以上のように解すべきであって、法全体について〈ケンスス〉という語句がこれ以外の仕方で見出されているのを見出すことはできないであろう。従って、〈ケンスス〉は如何なる場合にも租税の意味に解されており、これを誤るのは子供じみている。なお、最初にケンスス、すなわち、財産評価を考案したのは、リウィウス〔の『ローマ建国史』〕にあるとおり、ローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスであった。〈ケンスス〉に登録される、つまり、租税台帳に登録されるとの表現もここに由来する。

においても、ツァジウスは、「〈ケンスス〉は如何なる場合にも租税の意味に解されている *ubicunque census pro tributo accipitur*」という自らの語義解釈を提示する際に、典拠としてリーウィウスの名を挙げつつ、「最初にケンスス、すなわち、財産評価を考案したのは、リーウィウスにあるとおり、ローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスであった。〈ケンスス〉に登録される、つまり、租税台帳に登録されるとの表現もここに由来する *primus censum, id est, aestimationem patrimonii invenit Servius Tullius rex Romanorum, et apud Livium. Unde dicimus, in censum refferi, id est, in librum tributarium*」、と付言しており、これを、上記『義解』旧版のポンポニウスの法文の「注解」と共に目にしたフランツケが、ツァジウスの指摘から示唆を得て、『ローマ建国史』のテキストを参照した可能性があり、またそうであるとすれば、ポンポニウスの法文の引用との繋がりもツァジウスの影響と解する余地もある。なお、『承認礼金論』における古代ローマの戸口調査の概要説明（第12番から第18番）では、『ローマ古代誌』第四巻と第五巻からも、版は特定できないが、おそらくは当時流布していた羅訳版に依拠した複数箇所の典拠指示が見出されるので、フランツケが「古典文献」の引用について完全に他の論者に頼っていたわけではないことは確かである。しかし、テキストそのものが抜粋されるような場合

例えば学説彙纂第22巻第3章「証明及び推定について」第10法文もこの趣旨に解すべきであろう。ここから更に、〈ケンスス〉を財産を意味に解する用例も見られる。例えば、オヴィディウスは『祭事暦』で「〈ケンスス〉は財産をもたらし友情をもたらしもの」と詠っている。またユウェナリスも、「財産がまず問題、品格など一番最後」と言っている。それ故、カノン法において【別書3巻39章「資産評価、教会納付金、出納について】、〈ケンスス〉が年取の趣旨に解されているとしても、ラテン語に照らして必ずしも不当なことではない。しかし、我々がカノン法に求めるのは、高潔と正義であって、ラテン語の正確さではない。とはいえ、以上に述べた点は、市民法の理解のためには不可欠であり、市民法においては、そしてとりわけ、学説彙纂第50巻[第15章]に関しては、正しいラテン語による討議の場が用意されているが、その種のラテン語の知識はほとんど全ての著述家において欠けているように思われる。”(Opera, V, 53.引用は1590年フランクフルト刊のテキストによる。)

には、前述のキュジャスからの借用がそうであったように、必ずと言ってよいほど孫引きの形がとられている。実際、戸口調査の概要説明の中に、財産申告の実際を伝える例として、アプレイウスの『弁明』の一節¹⁴⁾が抜粋されているが(第16番)、これは、フランツケの「古典文献をめぐる広範かつ徹底した知見」を裏付けるものでは決してなく、そこに引用されたヤーコブ・レイファールト Jakob Reyvaert(1535-1568年)の『法律家の権威についてDe auctoritate prudentium』(1566年初版)の第七章「解放についてDe manumissionibus」において、戸口調査時の財産申告の機会を利用した奴隷の解放を説明する際に、「アプレイウスはこの戸口調査における申告の方式に喩えて戯れていると解されるad morem hunc profitendi census metaphoricos alluisse videtur Apuleius」¹⁵⁾として掲げられた一節の孫引きにすぎない。

「各人の財産や資産」という〈ケンスス〉の第二の語義については、「オウイディウスは『祭事暦』の中で〈財産こそ名誉をもたらし友情をもたらすもの¹⁶⁾と、そしてまた、ユウェナーリスも〈財産がまず問題、品格など一番最後¹⁷⁾と、詠っているOvidius in Fasti, dat census honores census amicitias. Et Juvenalis: proutinus ad censum de moribus ultima fiet quaestio) (『問題解決集』第6番、『承認礼金論』第19番)、とあって、オウイディウスの『祭事暦』第1巻とユウェナーリスの『諷刺詩』第3巻からの引用があるが、これらもまた、一字一句違わぬ形でツァジウスの2巻版『義解集』の上記「義解」に見出されるので、フランツケはツァジウスの名を挙げてはいないが、他者の引用を借用した孫引きの一例と解するのが自然であろう。オウイディウスとユウェナーリスの引用に続いて、アスコーニウスのケクロ注解に言及されている箇所

14) Apologia, XXIII.

15) Opera, II, 991.引用は1622年フランクフルト刊『収録可能な著作の全集Opera, quae reperiri potuerunt, omnia』第二版の第二巻所収のテキストによる。なお、『承認礼金論』には「私の手元の版で991頁pagina mihi 991.」とあるので、フランツケもこのフランクフルト版『著作全集』(1601年初版)のテキストを参照したものと考えられる。

16) Fasti, I, 217-218.

17) Saturae, III, 140-141.

においても(『問題解決集』第7番、『承認礼金論』第20番)、やはり他者の議論がそのまま借用されていて、こちらについては典拠が明かされている。それは、フランソワ・オットマンFrançois Hotman(1524-1590年)が、『市民法提要全四巻への注解Commentarius in quatuor libros Institutionum iuris civilis』

(1560年初版、以下『市民法提要注解』と略称)において、法学提要第3巻第7章「被解放者の相続についてDe successione libertorum」第3節に付している注釈である。「しかしながら、全国民に向けてギリシャ語で簡潔な論法を以て定めた朕の法律がこのような事案について規定するところによれば、被解放者である男や女が百よりも少ない場合、つまり、資産が百アウレウスに満たない場合(というのも朕はパピウス法の趣旨を一アウレウスは百セステルティウスに相当すると解したからである)、彼らがたとえその旨の遺言を為したとしても、その保護者は彼らの相続に際して何も得る立場にはない*sed nostra constitutio, quam pro omni natione, Graeca lingua compendioso tractatu habito, composuimus, ita huiusmodi caussam definivit: ut si quidem libertus vel liberta minores centenariis sint, id est, minus centum aureis habeant substantiam, (sic enim legis Papiae summam interpretati sumus, ut pro mille sestertiis unus aureus computetur) nullum locum habeat patronus in eorum successione, si tamen testamentum fecerint*」という同節の冒頭箇所に見える〈百よりも少ない*minores centenariis sint*〉という文言に関するその注釈¹⁸⁾には、「アスコーニウスは、娘を相続人に指定することを〈ケンسس〉に禁じたウォコーニウス法について説明する箇所、〈ケンسس〉と呼ばれるのは、十万セステルティウスを有する者たちであったと主張しているAsconius censos dici hos affirmat, ubi Voconiam legem interpretatur, quae censos vetabat filias heredes instituere: hoc est, ait qui HS centum millia possiderent」、とあって、

18) “アスコーニウスは、娘を相続人に指定することを〈ケンسس〉に禁じたウォコーニウス法について説明する箇所、〈ケンسس〉と呼ばれるのは、十万セステルティウスを有する者たちであったと主張している。この「百の(ケンテーナーリウス)」という語句は、学説彙纂第37巻第14章「保護者の権利について」第16法文においてウルピアヌスも用いている。”(Commentarius, 314. 引用は1567年リヨン刊第二版による。)

確かにアスコニウスの注釈が参照されている。しかし、フランツケが実際に利用しているのは、『市民法提要注解』の改訂増補版に当たる『市民法提要全四巻への新旧注解 *Vetus-renovatus commentarius in quatuor libros Institutionum iuris civilis*』(1588年)での注釈¹⁹⁾と考えられる。というのも、フランツケは、「アスコニウス・ペディアヌスがキケローの『ウェッレス弾劾』第3巻への注釈で述べているように、十万セステルティウスもの財産を有する者が特に〈ケンスス〉と呼ばれていたのもそのためであり、この十万セステルティウスとは金貨に換算するならば総額千アウレウスに相当する *hinc καὶ ἐξοκην census dicebatur ille, qui centum H. S. millia in bonis habebat, ut Asconius Pedianus in Verrem 3. Ostendit, quae summa ad aureorum rationem redacta, mille aureos complet*」、と述べた上で、オットマンの『市民法提要注解』を引用していて、「金貨に換算するならば総額千アウレウスに相当する *summa ad aureorum rationem redacta, mille aureos complet*」との一節は、上記旧版には見当たらず、増補改訂版で追加された部分に一致するからである。オットマン自身によって編集公刊されていた『マルクス・トゥッリウス・キケローの幾つかの弁論に対するパタウィウムの人クイントゥス・アスコニウス・ペディアヌスの注釈 *Q. Asconii Pedianii Patavini commentationes in aliquot orationes M. Tullii Ciceronis*』(1551年)に収録されたアスコニウ

19) 「百の者(ケンテーナリウス)」という語をパピウス法は用いていない。同法の解釈者たる法律家たちがこの名称を考え出したことは、学説彙纂第37巻第14章「保護者の権利について」第16法文から明らかな通りである。パピウス法は、十万セステルティウスの資産を有する者を適用対象としたウォコーニウス法と同じく、「ケンスス」という名称を用いたものと私は考える。これは、ペディアヌスが、キケローの『ウェッレス弾劾』第3 [1] 巻への注釈でウォコーニウス法の解釈に際して [41, 104.] 述べている通りであり、この十万セステルティウスという総額は、そのようなことをする法律家が今日もいるが、アウレウスに換算すると、千アウレウスに相当する。これらの法律の当時、総額でこの額を越えると富裕者と見なされたのである。しかし、ユスティニアヌスの時代には、人々の資力や富はかなり減っていたので、これらの法律の当時であれば貧しいと見なされたであろう人々が裕福で富裕な者に数えられるようになったのである。」(*Vetus-renovatus commentarius*, 294. 引用は1588年リヨン巻第五版による。)

スの注釈²⁰⁾それ自体をフランツケが参照した形跡は全くなく、『市民法提要注解』の説明を借用している以上、その必要もなかったのである。

〈ケンスス〉の第三の語義である「租税や公課」に関しては、まず、そのような語義解釈の根拠として、「まさに租税が国庫に納入されるという目的のためにケンススが行われた*siquidem in hunc finem census agebatur, ut tributa fisco inferrentur*」という観方が、ツァジウスの見解として援用されており、二巻版『義解集』の「第2巻第3章」には、確かに、「〈ケンスス〉と呼ばれているのは財産の評価であり、これは、我々ドイツ人が俗語で〈シュトイヤー〉と呼んでいる毎年の租税を支払わせるためのもので、要するに、〈調査すること(ケンセーレ)〉、つまり、〈評価すること(アエステイマーレ)〉から〈ケンスス〉と称されている*census dicitur aestimatio patrimonii, ad hoc ut annum tributum, quod nos Germani barbaro vocabulo steuram nominamus, solvatur: a censendo, id est, aestimando dictus*」、とある。しかし他方で、この箇所が、リーウィウス引用の手掛かりとして既に参照されていた可能性が高く、また、オウィディウスとユウェナーリスの引用の借用先であることは先に見たとおりである。『問題解決集』で参照が指示されている『承認礼金論』の箇所(第23番から第25番)では、古代ローマにおける地租について概観され、フロンティヌスの『土地の性質と境界紛争について』とキケローの『ウェッレス弾劾』からの引用がみられる(第24番)。これらの引用も悉く他者の論述からの孫引きであり、借用されているのは、ヨハネス・ゲッデウス *Johannes Goeddaeus* (1555-1632年)の『学説彙纂第50巻第16章「諸語句並びに諸事項の意味につ

20) “〈ケンススでもなかった〉これは、十万セステルティウスの資産を有していなかったという意味である。というのも、昔の人々の慣行上、十万セステルティウスの財産申告を為した者が〈ケンスス〉と呼ばれていたからである。更には、そのような財産も〈ケンスス〉と呼ばれていた。これに対して、〈ケンススでもなかった〉というのは、五年間にわたってその者について戸口調査が行われなかったという趣旨に解する人々もある。この五年というのは監察官の下で戸口調査が繰り返される間隔であって、監察官の任務は、淨祿(ルストルム)、つまり、五年ごとに更新されるのである。”
(*Commentationes*, 72. 引用は1551年リヨン刊のテキストによる。)

いて」への講義に基づく注解Commentarius repetitae praelectionis in titulum XVI. libri L. Pandectarum de verborum et rerum significatione』(1591年初版、以下『注解』と略称)第27法文注釈である。同法文には、「(耕地(アゲル))とは農場家屋を除いた土地である。〈貢納金(ステイーペンディウム)〉という名称は〈切り株(ステイーベス)〉に由来しており、それは、〈切り株代〉つまり僅かな金額によって徴収されるからである。この〈貢納金〉は〈税金(トリビュトゥム)〉とも呼ばれるとポンポニウスは言っている。ただし、〈税金〉という名称は、〈納税(イントリビュティオー)〉、あるいは、兵役に〈当てられる(トリビュアトゥル)〉という点に由来するAger est locus, qui sine villa est. Stipendium a stipe appellatum est, quod per stipes, id est, modica aera colligitur. Idem hoc etiam tributum appellari Pomponius ait: et sane appellatur ab intriptione tributum: vel ex eo, quod militibus tribuatur、とあり、ここに言う「貢納金stipendium」と「税金tributum」の「相違differentia」が論じられている箇所(同注釈第15番²¹⁾)にフランツケは目を付けたようである。そ

21) “(15. 貢納金と税金との間には実務上二つの相違が生じる。)更に、耕地についてこのような負担が課せられ始めた当時既に、ある種の耕地は、購入者が切り株料を納める限りにおいて占有できるとの条件下に、国庫に属していたが、ある種の耕地は、カンバーニアの耕地についてリーウィウス [の『ローマ建国史』]第7巻の「第二次ポエニ戦争について」に依拠して先に論じた通り、あるいはまた、キケロー『ウェッレス弾劾』第5巻からも明らかなように、監察官によって賃貸されていたので、税金と貢納金の間に何らかの相違が生じ始めたことになる。すなわち、切り株代の納付者であるとの条件で耕地を有する者は〈貢納者〉と呼ばれ、〈貢納金を支払う〉と表現される。これに対して、監察官によって賃貸された耕地から納められるものは、こちらの方がより高額であったため、〈税金〉と呼ばれたのである。ユリウス・フロンティヌス『土地境界論』から先に引用したところも以上の点に合致する。同じことはキケロー『ウェッレス弾劾』第5巻からも明らかである。キケローは言う。「シキリアとそれ以外の属州では、審判人諸君、土地の課税のあり方に次のような違いがある。すなわち、他の属州では、ヒスパニアや多くのフェニキアの属州のように、貢納金と呼ばれる確定した額の税金が、戦勝の報酬や戦争の懲罰のごとく課せられるか、あるいは、アジアの属州のように、センプロニウス法に基づき、監察官による賃貸借が設

ここでは、この「相違」をもたらした「耕地ager」の区別の典拠として、フロンティヌスとキケローが引用されている。『ウェッレース弾劾』から直接引用されているのは、「シキリアとそれ以外の属州では、審判人諸君、土地の課税のあり方に次のような違いがある。すなわち、他の属州では、ヒスパニアや多くのフェニキアの属州のように、貢納金と呼ばれる確定した額の税金が、戦勝の報酬や戦争の懲罰のごとく課せられるか、あるいは、アジアの属州のように、センプロニウス法に基づき、監察官による賃貸借が設定されているinter Siciliam, ceterasque provincias, iudices, in agrorum vectigalium ratione hoc interest, quod ceteris aut impositum vectigal est certum, quod stipendiarium dicitur, ut Hispanis, et plerisque Poenorum, quasi victoriae praemium, ac poena belli: aut censoria locatio constituta est, ut Asiae, lege Sempronia」²²⁾、

定されている」、と。そして少し後には、「シキリアの諸都市の中で我が父祖等により戦争で征服されたところのごくわずかであり、それらの土地はローマ国民の公有地とされた上で諸都市に返還された。そのような土地は監察官によって賃貸されるのが普通である」、とある。以上がキケローの言葉である。ところで、〈そのような土地は云々〉というこの行は次のようなことを述べている。すなわち、当該土地の占有者が戦争に敗れたためにローマ国民の公有地となった土地は、監察官によって賃貸されるのが普通であるとしても、これらのシキリアの土地はそれを免れ、所有者たちに返還された、と。これはリーウィウスによる。最終的に、神皇アウグストゥスが権力を握り、国家の政体が君主政へと変わり始めると、諸属州の一部はアウグストゥスへ、一部はローマの元老院並びに国民に帰属するところとなった。スエトニウスが『ローマ皇帝伝』第2巻「アウグストゥス伝」第47節でその旨証言している。従って、属州の耕地からローマ国民の財産へと納められるものが、より頻繁に〈貢納金〉と呼ばれたのに対して、皇帝の金庫に納付されるものは〈税金〉と称された。典拠となるのは、テオフィルス『法学提要義解』前掲2巻1章「物の区分について」第40節義解であり、コンスタンティヌス・ハルメノプロス『市民法要論』第1巻もこれに与している。というのも、皇帝への納付金の方が常に高額であるからであり、スエトニウスその他の人々によれば、皇帝たちは従前のままで満足することなく、日々新たな徴収方法を考案したとされる。”(Commentarius, 384. 引用は1614年ヘルボルン刊第五版のテキストによる。)

22) In Verrem, III, 6, 12.

並びに、「シキリアの諸都市の中で我が父祖等により戦争で征服されたところはごくわずかであり、それらの土地はローマ国民の公有地とされた上で諸都市に返還された。そのような土地は監察官によって賃貸されるのが普通である *perpaucae Siciliae civitates sunt bello a majoribus nostris subactae: quarum ager cum esset publicus populi Romani factus, tamen illis est redditus. is ager a censoribus locari solet*」²³⁾、の二箇所である。ゲッデウスは、この後、「シキリアの諸都市 *Siciliae civitates*」に関するキケローの主張を敷衍した上で、元首政下での属州の再編に対応した「貢納金」と「税金」の「区別」に言及している。二つ目の引用文末尾の「そのような土地は監察官によって賃貸されるのが普通である *is ager a censoribus locari solet*」という一節の語句「そのような土地 *is ager*」に関連づける仕方で、フランツケは、「ゴエダエウス『学説彙纂第50巻第16章〈語句の意味について〉注解』第27法文注釈第15番で正当に指摘されているようにこの部分は別様に解すべきである *intellige alias uti recte Goeddaeus ad legem ager 27. de verborum significatione numero 15.*」と述べてはいるが、元首政下の上記「区別」をめぐるゲッデウスの議論にはふれることなく、『ウェッレス弾劾』からの引用をそのまま引き写しているにすぎない。フロンティヌスについては、「ユーリウス・フロンティヌス『土地境界論』から先に引用したところ *quod supra ex Julio Frontino libro limitibus agrorum citavimus*」とされるだけで、ゲッデウスの『注解』の上記箇所には直接の引用はないが、「貢納地は占有物と解され非手中物にあたる *Vectigales agri dicuntur possessiones, et res sunt nec mancipi*」という点について論じた箇所（同注釈第2番）には、「この点についてユーリウス・フロンティヌス『土地の境界について』も言及している。すなわち、フロンティヌスが言うには、〈敵方から土地を奪った昔の人々は、ある土地については報酬として古参兵に与える一方、別の土地は農場化してその幾つかを長期間にわたって徴税請負人に賃貸し、年単位の賃料を元首に納めさせ、それらの賃料を貢納金と呼んでいた〉²⁴⁾、とされる *hujus etiam meminit Julius Frontinus libro de limitibus agrorum.*

23) *In Verrem*, III, 6, 13.

Solebant, inquit, veteres, quos agros de hostibus capiebant, alios veteranis in praemia assignare, in alios colonias deducere, quosdam mancipibus in longum tempus locare, ut annuam mercedem principi darent, et hos vectigales dixere」²⁵⁾、とあり、フランツケが示したものと全く同じ引用文が見出されるのである。

フランツケによる他論者からの借用は、以上に見たような「古典文献」からの個々の引用に留まらず、〈ケンスス〉の諸語義の区分や、主たる論題である「定期金」の類型化それ自体にも及んでいる。まず、〈ケンスス〉の語義区分に際してフランツケが利用したと考えられるのは、シャルル・デュ・ムーラン Charles Du Moulin(1500-1566年)の『パリ慣習法逐条注解第二部 Secunda pars commentariorum analyticorum in Consuetudines Parisienses』(1558年初版、以下『パリ慣習法注解』と略称)第2章「賃租地並びに領主権について De censive et droicts seigneuriaux」表題注釈である。〈ケンスス〉の語義に関連して、フランツケがこのデュ・ムーランの注釈を典拠に挙げているのは、第三の語義、つまり、「租税や公課」としての〈ケンスス〉について、「この意味で用いられるケンススは二種類あり、一つは人頭税、もう一つは地租乃至地所税である。前者は、各人毎に、つまり、人について一人頭(カプト)ずつ納付される。それ故、〈カピターティオー〉とも呼ばれる。後者は地積単位のユーゲルムに因んで〈ユガーティオー〉と呼ばれる census hoc sensu sumtus duplex est, alius capitis, alius soli vel agrorum. Ille viritim et ratione personae per singula capita praestatur. Ideo vocatur capitatio. Hic pro modo agrorum et jugerum, unde vocatur jugatio」、と述べる箇所であり(『問題解決集』第10番及び第11番、『承認礼金論』第26番から第28番)、『パリ慣習法注解』の引用箇所(表題注釈第8番²⁶⁾)には、「ケンススつまり租税には二種類あった。一つは人頭税であり、もう一つは土地税乃至地所税である。一つ目の税は、各人毎に、つまり、人につ

24) 注6参照。

25) Commentarius, 384. 引用は1614年ヘルボルン刊第五版による。

26) 注30の第8番参照。

いて一人頭(カプト)ずつ納付された。それ故、〈カピターティオー〉と呼ばれた。二つ目の税は地積単位つまりユーゲルムに応じて納付されたので、〈ユガーティオー〉と呼ばれたduplex erat census sive tributum: aliud capitis, aliud soli vel agrorum. Primum viritim et ratione personae per singula capita praestabatur. Ideo vocabatur capitatio. Secundum quando pro modo jugerum vocabatur jugatio)、という具合にはほぼ同じ説明があって、例によってこの部分がそっくり借用されていることが分かる。『パリ慣習法注解』と並んで引用されている六つのローマ法文²⁷⁾も全てデュ・ムーランが引用していたものである。しかし、このような典拠の明示を伴う他者の論述の借用と並んで、典拠を半ば意識的に隠したまま他者の論述を自らの論述であるかのように装って再構成する論法が、先の「古典文献」の引用以外の場面においても駆使されている。以下で採り上げるのは、そのように典拠隠しと論述借用が重なって構成された部分である。

『パリ慣習法注解』の上記注釈で、まず、注釈対象である同慣習法第二章の表題に見える「賃租censive: census」と「領主権droits seigneuriaux: iura dominicalia」の関係について論じられている(第1番から第6番²⁸⁾)。それに

27) D. 50, 15, 3; 8, 7; C. 11, 48, 9-10; 52, 1.

28) “(1. 領主権の二種、封領主権と賃租領主権。) フランスにおいて、地所乃至不動産の上級所有権は二種類、すなわち、封所有権と賃租所有権が存するのに対応して、それらの上級所有権に属する領主権もまた二つ、すなわち、封領主権と賃租領主権が存しており、前者については前章において扱われ、後者については本章及びフランスの他の類似の慣習法の諸章で扱われる。実際、慣習法によって律せられているのか成文法によって律せられているのかを問わずフランス全域において、これら二つ以外の領主権というものが見受けられない。プロワ地方では、プロワ慣習法第33条と第130条にあるとおり、「定率賃租(シャンパル)」乃至「四分の一賃租」と呼ばれる第三の領主権が用いられており、これは、広義の賃租(ケンスス)、すなわち、収益額が評価額として設定され臣従礼その他の封建的榮譽を伴わない、例えば年定期金のような種類のものであるが、ここではむしろ狭義の賃租からあたかもその同列に位置する種類のものとして区別されているのである。同様に、ニヴェルネ慣習法第6章では、不明瞭な由来や洗練を欠いた事情に対応する俗語によって「ボルデラージュ」と呼ばれるものが賃租から区別されているが、これもより負担の重い蔑まれるべき種類の賃租

よれば、「賃租」とは、前章第一章に規定される「封fief」とともに、「地所乃至不動産の上級所有権dominium directum praediorum seu rerum immobilium」であり、「領主権」とは、「封や賃租の上級所有権に基づいて行

とされる。これに類する他の僅かな例についても同様である。

(2. シャンバルやボルデラージュは、通常、領主権ではない。)ここでは次の点に注意すべきである。すなわち、フランスの諸慣習法において、例えばオルレアン慣習法第137条以下やシャルトル慣習法第113条以下のように、シャンバルやボルデラージュはしばしば言及されているけれども、前記のプロワ及びニヴェルネの各慣習法、更には、ロリ＝モンタルジ慣習法第3章第4条やサンリス慣習法第239条のように、慣習法にその旨明確に規定がない限り、それは領主権ではないし、保有者交代礼金が求められることもない。これ以外の場合は、たとえ賃租と同時に存在し、同じ目的物について、オルレアン慣習法第140条のように独特の呼び名で至るところで、何らかの私法上の負担が約定されているとしても、私的権利や役権の内に数えられることになる。

(3. 二つの領主権のみが同じ権利を享受するのであり、他の負担は享受しない。)他方、この名高いパリの管轄区及び領地において、そしてまた、王国全域においても、別様の特殊な慣習法が存しない限りは、本章及び前章の内容である封領主権や賃租領主権以外の領主権は存在しない。従って、我々の慣習法が〈ドロワ・セニユリオ〉つまり領主権について規定するところは、前掲第2条第6注釈第1番や第33条問題40第125番及び第126番で既に指摘したとおり、同じ慣習法によってこれら二つの章に定められ述べられている内容に即してのみ理解され証明される。とはいえ、封あるいは賃租の上級所有権者自身に対して特約を以て何らかの権利乃至便益、つまり、封や賃租の目的物上に償却金や賦課金が負担されたとしても何も不都合はない。ただ、それらは、真正な領主権ではなく、私法上の権利や役権、つまり、上級所有権を有しない私人や外国人であっても認可や契約といった原因の様々な方式によって義務づけられ得るものの内に数えられることになる。それ故、この種の諸権利には当慣習法に関わる内容は含まれておらず、普通法の規定に委ねられていて、当慣習法にとって未知のそれら私法上の諸権利のために、領主権のために特に当慣習法によって導入された救済や特権が適用されることもない。

(4. 全ての上級所有権者が領主であるわけではない。)また、【学説彙纂6巻3章「貢納地つまり永借地について訴えられる場合」第1法文1節、同第3法文、同法文への標準注釈及び諸博士の注釈】。そもそも、真正な上級所有権と市民的占有を保持する賃貸人は、賃借人や賃貸した土地に対して領主権も有していない。たとえ、当慣習法

使し得るもの*illud quod iure dominii directi, feudarii, vel censualii competit*」、換言すれば、「封や賃租に関する法律や慣習法の規定によって封や賃租の上級所有権者との関係において義務づけられるもの*illud quod debetur ex dispositione legis et consuetudinis feudalis vel censuariae domino directo*

第164条にあるように、賃借家屋に存する動産について何らかの質権が賃貸人のために付与されているとしても、そのような質権は領主権とは言えない。というのも、我々の慣習法や我々の一般的な用語法の下で、領主権とは、封や賃租の上級所有権に基づいて行使し得るもの、あるいは、封や賃租に関する法律や慣習法の規定によって封や賃租の上級所有権者との関係において義務づけられるものに限られるからであり、従ってまた、それらは、当慣習法に記載された権利以外の権利や他の上級所有権者に拡張適用されてはならない。永借地や永代賃借物に関わる永借上級所有権、並びに、地上権設定地や自由保有地に関わる上級所有権についても同じように解されるべきであり、あるいはまた、一定の年償却金や永続的償却金と引き換えに不動産を譲与し、封や賃租の権利や負担を伴わない単純な上級所有権について明示の留保や、適切な文言から推定される黙示の意思を備えている者についても同じである。その他これに類する事例も同様である。

(5. 複数の領主権が競合することはない。) ここでは一般に次の点に注意すべきである。すなわち、複数の領主権が、それらが互いに類似するにせよしないにせよ、同じであるにせよ異なるにせよ、同時に同一の物あるいは領民について競合することはない、それ故、同一の物が全体として二人の異なる封主によって封に供されるということがあり得ないように、同一の物が全体として二人の賃租所有権者によって賃租に供されることはないのであり、この点は、学説彙纂第41巻第2章「占有の取得及び喪失について」第3法文第5節と同第13巻第6章「使用賃借訴権及び反対訴権について」第5法文第15節、別書第2巻第19章「証明について」第9節によって明らかである。また、同一の物について二つの封上級所有権あるいは賃租上級所有権が存することもあり得ない。つまり、同じ物が、一人によってせよ相異なる者によってにせよ、同時に封と賃租のために義務づけられ供されるということはないし、そのようなことはそもそも矛盾であり両立不能である。なぜなら、封と賃租は対の関係にあり、論理学の法則に従えば、一方の定立は他方の不定立を帰結するが、一方の排除は他方の成立を導かないということである【学説彙纂44巻2章「既判事項の抗弁について」第15法文】。従って、前記第68条にあるように、土地が封土でも賃租地でもないということはあるとしても、それが封土であれば賃租地ではあり得ないし、その逆もまた真である。

feudali vel censuali]、とされる。他方、「上級所有権dominium directum」であっても、「永借地や永代賃借物に関わる永借上級所有権dominium directum emphyteuseos respectu emphyteutae vel rei emphyteuticae]、「地上権設定地や自由保有地に関わる上級所有権dominium directum respectu superficiarii vel libellarii]、「一定の年償却金や永続的償却金と引き換えに不動産を譲与したconcessit」場合に譲与者が自らに留保する「単純な上級所有権simplex dominium directum」²⁹⁾などは、そのような慣習法所定の「領主権」とは関わりがない。実際、「ある者が土地の上級所有権者でありながら如何なる領主権も有していないということは何ら不都合ではないどころか極めて頻繁に見られ

〈6. 同上。〉領主的ではない他の諸権利においては事情は異なる。同じ種類であれ異なる種類であれ、そのような諸権利は、同一の物について、しかも同一当事者間においても、競合し得る。従って、同じ土地が、一人もしくは複数人のために複数の償却金を負担し、あるいはまた、同一人のためあるいは異なる人々のために賃租や永借の特約に服し、あるいはまた、定期金や償却金への義務づけられるといったことはあり得る。一方、ある者が自己の物を同時に封及び賃租に供することはできないけれども、封と同時に一定の永続的償却金のために譲与したり、賃租と同時に他の永続的償却金のために譲与したり、賃租と同時に分益小作やシャンパルのために譲与したり、賃租と同時に永借のために譲与したりすることは当然可能である。とはいえ、我々の諸慣習法に即して領主権を理解するというここでの目的のためには以上で十分であろう。”

(Opera, I, 1307-1308. 引用は1612年バリ刊の『現存著作全集』第1巻所収のテキストによる。)

29) なお、後に「賃租census」や「永代賃借emphyteusis」に対置されることになる「償却金のための譲与concessio in reditum」とは(第23番から第37番)、「収益権以外に上級所有権その他の権利を一切留保することなく目的物の完全な処分と取得をもたらす独自の契約distinctus contractus totalem alienationem et expropriationem rei importans sine retentione domini directi vel alterius iuris quam reditus percipiendi」(第36番)であって、そこに言う「収益権ius reditus percipiendi」とは「単純な上級所有権」でさえないということになる。逆に言えば、フランスの諸慣習法上の「賃租censive」は、語源的な連関にも拘わらず、そのような「収益権」を譲与者に留保するにすぎない「定期金census」、つまり、「留保定期金census reservativus」とは明確に区別されねばならない(後述参照)。

るところであり、それは、下級所有権や自然的占有をもたらず長期の賃貸借と言える *non est etiam inconveniens, sed frequentissimum, aliquem esse domonum directum fundi, et tamen nullum ius dominicale habere, qualis est locatio ad longem tempus, quae dominium utile et possessionem naturalem habet*」のである。このように慣習法所定の「領主権」を伴った「上級所有権」の一種として位置づけられた「賃租」がラテン語で〈ケンスス〉と表記され、それが「曖昧で多義的な表現 *dictio aequivoca et variae significationis*」であるところから、デュ・ムーランはこの〈ケンスス〉の語義分析を次なる論点として提示している。同じく語義分析を企図するフランツケも当然そこに展開されるデュ・ムーランの論述全体に目を通したはずである。デュ・ムーランは〈ケンスス〉の語義を五つ挙げている。その一つ目は、「個々の市民の物や財産の評価 *aestimatio rerum et bonorum cuiusque civis*」(第7番)であり、二つ目は、「租税 *tributum*」(第8番)である³⁰⁾。前者の「財産の評価 *aestimatio*

30) “(7. ケンススの四つ [五つ] の用語法と曖昧さ：ローマのケンスス。) 次に諸概念の十全な理解へと論を進めることにする。幾つかの概念が、数は少ないが明確な説明を要するものとして、想起される。すなわち、賃租(ケンスス)、永代賃貸借、永続定期金契約、年償却金や永続償却金のための譲与、がそれである。最初の概念について注意すべきは、〈ケンスス〉が曖昧で、「多様な(ポリュセーマス)」意味つまり多義的な表現であるという点であり、フェリヌスも『教皇令集注解』別書第2巻第27章「判決及び既判事項について」第18節注釈の最後から三つ目の欄でその旨論じている。〈ケンスス〉は五つの意味に解される。第一に、個々の市民の物や財産の評価という意味に解され、そのような評価に従って税が支払われ、ケンススを受けた市民は一定の等級に区分されたのである。既に『ローマ顕職官職論』で詳しく述べたとおり、ローマ人においては、ケンススを行うこと、つまり、個々の市民の名前と資力を調査し、資産の程度に応じて上下の各等級に登録されるということが行われていた。これを初めて導入したのは、リーウィウスやハリカルナッセウスその他の年代記作家たちが述べているように、最後から二代目のローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスであった。しかし、王が追放された後、執政官がケンススを行っていたが、継続的な軍隊指揮の負担故に執政官では不十分となり、当該職務のために監察官が設置されたという点は、ポンポニウスが学説彙纂第1巻第2章「法及び全官職の起源、並びに、法律家の系譜

bonorum] は、フランツケがやはり一つ目に指摘する語義であり、「リーウィウスやハリカルナッセウスその他の年代記作家Livius et Halycarnasseus et caeteri chronographi」の述べる戸口調査の成立や監察官の設置の経緯についても、その典拠としてツァジウスの『義解』を誠実に提示する形で既に論じられている。従って、フランツケは、このデュ・ムーランの議論に教えられて、ツァジウスの『義解』を参照した可能性もあり、もしそうであるとすれば、議論の典拠が二重の意味で隠されていることになる。後者の「租税」に関するデュ・ムーランの議論は、「租税」を「人頭税tributum capitis」と「地租tributum soli」に二分するところから始められ、先に見たとおり、フランツケが〈ケンスス〉の語義に関して『パリ慣習法注釈』を最初に引用したのはこの箇所であった。しかし、デュ・ムーランの議論は、この後、「人頭税」の意義

について」第2法文第17節で伝えている。ザシウスも、同法文への典雅な注解での同節の文言「ケンスス」への注釈でその旨指摘している。これがケンススの最も古くもおかつラテン語として本来備わっている意味である。

〈8. 人頭税、地租としてのケンスス。〉第二に、ケンススは租税という意味に解されており、その限りでは、ケンススと租税、つまり、公的な支払金、納付金、拠出金とは同じものである。この点は、アックルシウスが勅法彙纂第11巻第57章「納税、調査官、徴税官、査察官について」表題注釈において的確に指摘しており、同第4巻第46章「納税のために売買が締結された場合」及び同第47章「税金その他の納付がなければ土地は取得できないこと」の全体、更には、同第7巻第39章「三十年あるいは四十年の前書について」第6法文、公撰集第3集第4章「君主の命令について」第8節において裏付けられる。ただし、ケンススつまり租税には二種類あった。一つは人頭税であり、もう一つは地租乃至地所税である【学説彙纂50巻15章「戸口調査について」第8法文7節、並びに、勅法彙纂10巻16章「収穫高と税について」の表題への標準注釈、バルトルス、ヨアンネス・デ・プラテアその他の人々の注釈】。一つ目の税は、各人によって、つまり、人について一人頭(カプト)ずつ納付された【学説彙纂50巻15章第3法文、勅法彙纂11巻47章「登録農民あるいはコロヌスについて」第10法文】。それ故、「カピターティオー」と呼ばれた。二つ目の税は、地積単位つまりユーゲルムに依じて納付されたので、「ユガーティオー」と呼ばれた【勅法彙纂11巻47章第9法文、同51章「トラキアのコロヌスについて」第1法文】。(Opera, I, 1308-1309.)

をめぐって、勅法彙纂第1巻第2章「聖なる教会、並びに、その財産と特権についてDe sacrosanctis ecclesiis et de rebus et privilegiis earum」第8法文の解釈につき詳論する傍論的部分(第9番から第12番)を経て、古代ローマにおける「租税」をめぐる三つの論点、すなわち、共和政期の「監察官censor」や帝政期の「調査官censitor」乃至「徴税官peraequator」といった課税担当の官職(第13番及び第14番)、課税の趣旨(第15番)、地主の財産の一部として「課税されるコロヌスcensiti coloni」と自ら納税義務を負う「自由人たるコロヌスcoloni liberi」の区別(第16番及び第17番)に及んでいる³¹⁾。ここで注目される

31) “(13. 調査官、徴税官その他のケンスス関連の官職。) 上記第8番の内容に話を戻すならば、地所や領地についてケンスス、つまり、評価が為された上で、不毛地が肥沃地によって相殺調整され、土地の価値と収益に応じてケンススが課されるということになる【勅法彙纂11巻57章第4法文、同58章「全面的な荒蕪地について、並びに、不毛地が肥沃地に応じて課税される場合」第1法文と同章全体】。調査官とは、ケンススや租税の配分や徴収を統轄する官職であり【学説彙纂50巻15章第4法文1節】、徴税官とも呼ばれ【勅法彙纂11巻57章全体】、勅法彙纂第11巻第61章「皇帝世襲地、放牧用森林、永借地、並びに、それらの賃借人について」第5法文にも見出される。また、前掲公撰集第3集第4章第8節にはケンスス官とも呼ばれている。それでも、ケンスス管理官については御存知ないかもしれない。これはローマで皇帝等によって創出された新しい官職であり、その後、コンスタンティヌス大帝によってコンスタンティノポリスでも設置されたことは、テオドシウス法典第14巻第9章第1節前書やユスティニアヌスの勅法彙纂第8巻第54章「贈与について」第25、26、27の各法文から明らかであるし、我々の勅法彙纂の上記三つの法文が一般に解されているようにコンスタンティヌス大帝のものではなく、グレゴリウス・ハロアンデルが考えるようにテオドシウスI世帝のものであるとしても、コンスタンティヌス大帝よりそれほど時を経ているわけではない。また、勅法彙纂第6巻第23章「遺言について、すなわち、遺言は如何に作成されるべきか」第18法文(この法文はアルカディウス及びホノリウスの両帝による)も、ローマとコンスタンティノポリス両市におけるケンスス管理官に関するものとして読むことができる。というのも、ケンスス管理官に言及している同第8巻第54章第30法文は、[コンスタンティヌス大帝あるいはテオドシウスI世帝よりも] かなり後にコンスタンティノポリスで統治したレオI世帝のものであるし、ケンスス管理官に関する他の法文、すなわち、同章第32法文、同第6巻第23章第23法文、

のは、「租税」乃至「公課*publica pensatio*」という意味での〈ケンスス〉を「成文法における本来的で真正なこの用法*propria et vera appellatio in materia iuris scripti*」と位置づけた上で、課税一般の趣旨について、「この種のケンス

公撰集第7巻第2章「証人について」第9節、同第9巻第10章「兄弟の子も兄弟に準じて同じように尊属を相続すること云々」第2節も全て後の皇帝によるものであるから。

(14. 監察官。)しかし一層分らないのは、共和政下の他の多くの官職と同様、帝政への移行によって消滅した監察官という官職についてであろう。そして実際、既に述べた学説彙纂や勅法彙纂の法はこの監察官については一切述べておらず、言及されているのは、当の監察官よりも遙か後に、属州の臣民に課した税を調査し徴収するために皇帝によって設置されたにすぎない調査官や徴税官についてである。しかも、それらは、前掲学説彙纂第1巻第2章第2法文第17節でポンポニウスが述べている監察官の職務とは相当に異なる。というのも、監察官の手に委ねられていたのは、リウィウス『ローマ建国史』第1巻やプルタルコス『対比列伝』『パウルス・アエミリウス伝』の末尾にあるとおり、市民のケンススの記録、それから、裁判、風俗の監視と改善、公課の管理であったからであり、この点については拙著『ローマ顕職官職論』第26番で既に述べた。

(15. 租税は個々の所有権ではなく包括的な支配権の承認故に納められる。)市民法全体にわたって、以上のような第二の仕方(つまり租税の意味に)ケンススは解されているけれども、単数形乃至複数形の〈ケンスス〉が主題として論じられている場合に、常にというわけではないが、学説彙纂第36巻第1章第16法文前書におけるように、更にはまた、勅法彙纂第1巻第4章「司教による審尋について」第27法文第2節におけるように、いい加減で便宜的に、資産や資力という意味に解されることもあり、詩人や弁論家もしばしばそのような仕方(つまり)で用いている。例えば、オウィディウスが、「ケンススは名誉をもたらし友情をもたらすもの」、と詠っている。なお、公課という意味でのこの用法が成文法における本来的で真正なこの用法であり、この種のケンススが国庫あるいは最高位の君主に納められるのは、課税対象物の個々の所有権の承認の故ではなく、そのような物は課税にも拘わらず占有者の完全な所有権に属するのであるから、包括的な支配権の承認の故であり、勅法彙纂第7巻第39章「三十年並びに四十年の前書について」第6法文へのバルトルス、バルドゥス、アンゲルス・デ・サリケトの各注釈、別書第2巻第26章「前書について」第13節末尾へのパノルミタヌスその他の各注釈でその旨的確に述べられている。とはいえ、より本来的かつ正確に言

スが国庫あるいは最高位の君主に納められるのは、課税対象物の個々の所有権の承認の故ではなく、そのような物は課税にも拘わらず占有者の完全な所有権に属するのであるから、包括的な支配権の承認の故である *eiujmodi census non praestatur fisco seu supremo principi in recognitionem particularis domonii*

例えば、公撰集第9巻第11章「徴税について」全体から読みとれるように、あるいはまた、至福のパウロが「ローマ人への手紙」第13章で明確に述べているとおり、君主によって担われる国家の正しき統治と防衛の承認と援助のためにケンススは納められるのである。

〈16. コロヌスとして登録された者が地主にケンススを支払うことはなかった。〉ところで、勅法彙纂第11巻第47章「課税される農民あるいはコロヌスについて」の表題、第3法文、第12法文、あるいは、同章全体、そしてまた、同巻次章以下の各所への標準注釈や諸博士の注釈は、生来あるいは隷属のコロヌスが、まさにそこで「課税される」と称されているが故に、それぞれの地主に一定のケンススを支払っていたと主張しているが、彼らは明らかに誤っている。実際これは虚偽であり本末転倒である。というのも、コロヌスは、地主に帰属する土地の一部であり、土地から切り離せないからである【勅法彙纂11巻47章第3法文、第7法文、第23法文、同章全体、並びに、学説彙纂30巻「遺贈及び信託遺贈について」第112法文前書】。従って、地主は、家産の持ち主たる家父と同様、土地とともにコロヌスたちを土地を一括して公課対象として申告し、その結果、大半のケンススを支払わねばならないのであり【勅法彙纂11巻47章第4法文前書、第7法文、第13法文、同49章「課税されるコロヌスが地主を告発できるのは如何なる場合か第2法文】、「課税される土地」という言い方も為されるように、この種のコロヌスは、土地が自らに結びついているその場所で土地と同時に課税されるため、コロヌスが国庫に対して納税を義務づけられることはない【同第2法文、勅法彙纂11巻47章第18法文】。地主に対して納税を義務づけられることもなく【同11巻53章「イッリュリアのコロヌスについて」第1法文。そこには、「納税義務を課された農奴ではなくコロヌスの名と権原において土地に従属する」、とある】、高額の小作料を地主に支払ってはいたけれども、慣行上の範囲を越えることは許されなかったし【同11巻47章第23法文2節、同49章第1法文】、コロヌス自身は課税対象地の一部であって、当該土地と同時に課税されるその構成部分について地主が租税公課を支払ったのである。

〈17. 全ての論者に抗して。〉更に、このように「課税されるコロヌス」と言われるのは、自由人たるコロヌス乃至農民と区別するためである。こちらのコロヌスは、たとえ僅かな土地であっても、自らの名においてこれを占有し、相応のケンススを、他

rei censitae, quae nihilominus est in pleno domino possessoris: sed in recognitionem universalis domini]、と指摘し、更に、「君主によって担われる国家の正しき統治と防衛の承認と援助のためにケンススは納められる praestatur in recognitionem et auxilium rectae gubernationis et tuitionis reipublicae quae fit per principem]、と付言している点である(第15番)。というのも、ここに見える「包括的な支配権の承認の故に in recognitionem universalis domini] や「君主によって担われる国家の正しき統治と防衛の承認と援助のために in recognitionem et auxilium rectae gubernationis et tuitionis reipublicae quae fit per principem] といった表現が、〈ケンスス〉は「包括的支配権の承認や、君主の担う国家の支援と維持のための租税や公課の趣旨で用いられている sumitur pro tributo et pensatione publica, in recognitionem uniersalis domini et in auxilium et tuitionem reipublicae quae principi

人のケンススではなく自分自身のケンススとして、負担する義務を負っている【勅法彙纂11巻47章第4法文1節の文脈】。そうであるとすると、(後にあらためて検討するとおり)この法文は、標準注釈や諸博士の全てが全く誤って理解しているように、コロヌスに関するものとは解すべきではない。しかも彼らが、この勅法彙纂第11巻第47章の表題注釈において、四種類のコロヌスを区別しているのは全く不当である。というのも、生来コロヌス【同章第4法文、第7法文前書、第11法文、第16法文、同巻51章第1法文がこれについてのものとされる】、隷属コロヌス【同巻47章第6法文、第20法文、第21法文、第22法文、第24法文がこれについてのものとされる】、課税される農民【同章第7法文前書がこれに関するものとされる】、借家人【同章第6法文、第12法文、第13法文、学説彙纂30巻第112法文前書がこれに関するものとされる】は、同一のものであって、要するに、ある種の隷属的な境遇にある者、つまり、その子孫と共に永久に農地乃至土地に縛りつけられた者のことであるから。これらのコロヌスについては前記第2条の第3注釈第3番でも既に述べたところである。他方、コロニアあるいはコロヌスは全く異なるものであり、これについては、学説彙纂第50巻第15章第1法文に述べられており、同第50巻第16章「語句の意味について」第228法文へのアルキアトゥスの注釈や至福のアウグスティヌスの『神の国』第10巻第1章でも言及がある。つまり、これらは、『ローマ顕職官職論』第79番以下で既に詳しく述べておいたように、ある特定の側面において国家を拡張のために農耕地や地方都市へと送り出された自由民であった。”(Opera, I, 1311-1312.)

incumbit」というフランツケによる三つ目の語義説明（『問題解決集』第8番、『承認礼金論』第21番）にぴたりと符号するからである。フランツケが二つ目に挙げる「各人の財産や資産」という語義についても、「単数形乃至複数形の〈ケンスス〉が主題として論じられている場合に、常にというわけではないが、いい加減で便宜的に、資産や資力という意味に解されていることもあり、詩人や弁論家もしばしばそのような仕方で用いているubi principaliter de censu vel censibus tractatur non sicubi perfunctorie et recitative pro patrimonio et facultatibus accipitur」と述べられていて、オウィディウスの『祭事暦』からの例の引用句も添えられている。以上から推察すれば、フランツケは、デュ・ムーランがその重要度の低さ故に独立の語義として扱わなかった「資産や資力 patrimonium et facultates」という意味も含めて、〈ケンスス〉の最初の三つの語義を全てデュ・ムーランから典拠を明示せずに借用していることになる。

デュ・ムーラン自身が挙げる三つ目以下の語義とは、順に、「君主よりも下位の者に対しても毎年支払われるものquod annuatim, etiam inferiori a principe praestatur」（第18番）、「自らの地所と、そこに有している全ての権利や所有権を譲与移転しつつ、ケンススの名称で適正な年間収益を留保した者に対して支払われるべき賃料canon debitus ei qui praedium suum et quicquid iuris et dominii in eo habebat, concessit et transtulit, retenta modica annua pensione sub nomine census」（第19番）、「上級所有権と領主権の承認故に支払われる年単位の適正な地代modicus canon annuus, quod praestatur in recognitionem dominii directi et iurium dominicalium」（第20番）、であり、最後に、注釈本来の論及対象である「賃租census」と、「永代賃借emphyteusis」や「一定の年償却金のための不動産の譲与concessio praedii in certum annum redditum」との相違が論じられて（第21番から第44番）、注釈は閉じられている³²⁾。この内、「カノン法の用語法mos loquendi iuris caonici」とされる三つ目

32) “〈18. 第三にケンススはカノン法学者によって何も含意し得ないほどに一般化されている。〉第三に、カノン法の用語法によれば、より一層一般的に、君主よりも下位の者に対しても毎年支払われるものという意味に解されている。それはすなわち、臣

の語義の箇所は、フランツケによって四つ目の語義として明示的に引用されていて(『問題解決集』第12番、『承認礼金論』第29番)、表現や引用法文も含めデュ・ムーランの論述全体がそのまま引き写されている。これに対して、デュ・ムーランによる四つ目と五つ目の語義解釈については、『問題解決集』と『承認礼

従を理由としその承認のために支払われたり【別書3巻36章「聖堂は司教の管理に服すべきこと」第6節】、関係成立故に支払われたり【同3巻38章「保護権について」第23節】、その他何らかの正当な原因故に支払われたりする【同3巻39章「定期金、教会納付金、手数料について」全体】。そのため、ケンススの支払いは、曖昧な事柄として、複数の事柄を指示しているものと受け取られる可能性があり、特定の事柄を導くことはなく、別の仕方が禁じられていたり、支払の特別な理由が明らかである場合を除いて、臣従やその他を証明することもない、と、別書第2巻第12章「占有及び所有権の原因について」第8節や同第3巻第39章第2節へのパノルミタヌスその他の注釈は述べている。

(19. 第四にケンススは地代という意味に解される。) 第四に、自らの地所と、そこに有している全ての権利や所有権を譲与移転しつつ、ケンススの名称で適正な年間収益を留保した者に対して支払われるべき賃料という意味に解されており、学説彙纂第39巻第4章「徴税請負人、公課、没収について」第1法文第1節へのバルトルス、ルドウィクス・デ・ローマその他の注釈、勅法彙纂第4巻第66章「永借権について」第1法文へのヤーソンの注釈第9段第48番、別書第2巻第26章第13節や同第3巻第36章第6節へのカノン法学者たちの注釈、そして一般、に両法の教師全てがその旨述べている。とはいえ、そのような理解は適切とは言えない。なぜなら、この場合、地所についてケンススが行われているわけではなく、如何なる調査も課税も為されていない以上、ケンススの真正な語源や純粋な語義が欠けているからである。従って、この理解は、ヨアンネス・ファベルが法学提要第3巻第24章「賃貸借について」第3節への注釈の最後から二番目の段、「しかしこれでは不都合である云々」の段落末尾に的確に述べられているとおり、市民法の内に基礎づけることはできない。そうではなく、ただカノン法学者たちに共通する用語法や上記別書第3巻第36章第6節への標準注釈によって裏付けられるにすぎない。この標準注釈や諸博士が定期金契約と永借契約との間に次のような独特の区別を設けているのもそのためである。その区別とは、すなわち、前者の定期金契約では全ての権利と所有権が移転されるのに対して、後者の永借契約では、下級所有権のみが移転され上級所有権は留保される、というのである。しかしながら、我々の〔慣習法の〕章において、ケンススは以上に述べたようには決し

金論』とで借用の度合いが異なる。所有権を相手方に完全に移転してしまう「償却金のための譲与concessio in reductum」で留保された「定期金census」という意味での四つ目の〈ケンスス〉についてはどちらの書にも対応箇所を見出だすことができる(『問題解決集』第15番、『承認礼金論』第30番)。一方、デュ・

て解されていない。

〈20. 第五に、上級所有権や領主権の承認による適正な地代という意味に解される。〉更に、第五、すなわち、最後に、ケンススは、上級所有権と領主権の承認故に支払われる年単位の適正な地代という意味に解されている。それ故、我々の下で、定期金契約とは、一定の土地の下級所有権が、賃租(ケンスス)の名目での毎年の永続的な賃料支払いと引き換えに移転され、上級所有権や領主権は留保される場合に存する。そして、我々の王国全域においては、一般にそのようにケンススは解され用いられている。それ故、ヨアンネス・ファベルは、前掲法学提要第3巻第24章第3節への注釈の最終段において、ケンススの支払を受ける者は上級所有権者であり、目的物が売却される際に保有者交代承認礼金を受領することを慣習法で認められていること、そして、それが永借契約を用いる場合とほとんど同じであること、を指摘しており、この指摘は正しい。実際、法には、永借契約以上に我々の賃租(ケンスス)に類似した契約は存せず、双方とも有名契約であって、たとえ厳格法上であっても適法な契約である。

〈21. ケンススは、それ自体、有名契約であり、永代賃借に一致する。〉というのも、賃租(ケンスス)は、我々の慣習法によって固有で精確な名称を与えられていて、前記第1条第9注釈第4番で既に述べたとおり、封と同様に、この慣習法によって承認を得ているからである。そして、永代賃借もまた、共通法及び成文法によって名称と承認を得ており、両者、つまり、賃租においても永代賃借においても、上級所有権が譲与者に留保され、適正な賃料がその所有権の承認故に譲受人によって支払われている。双方とも、その性質上、(教会における永代賃借を除いて)永続的であって、相続人乃至承継人へと移転可能であるし、通説に抗して後記第38番で述べるとおり、何れの場合も書名は不要である。承認礼金の権利も、(第73条について述べるように)その仕方は同じではないとはいえ、双方について認められ、何れにおいても、新しい承継人は領主から授封を得る必要がある。この点について第56条への注釈で既に述べた。また、第74条への注釈において述べるとおり、目的物の部分的損傷や一部滅失が定期金義務者や永借人の負担に帰し、目的物の全部滅失が領主の負担に帰する。両者の一致点は、七つ、より正確に数えるならば、九つにのぼる。

〈22. 賃租は永代賃借と異なる。〉とはいえ、僅かな点ではあるが、賃租(ケンスス)

ムーランによれば、「上級所有権や領主権が留保される *retento, domino directo et iuribus dominicalibus*」との前提で支払われる「賃租 *censive*」という意味での五つ目の〈ケンスス〉こそが注釈対象であるパリ慣習法所定の〈ケンスス〉であるとされる。そのような〈ケンスス〉の支払いを受ける「上級所有権者

と永代賃借は異なっている。第一に、永借契約は成文法によって創出されたものであるのに対して、賃租契約は慣習によってもたらされたものである。〔第二に、〕永借地は三年にわたる賃料不払いによって没収となるが、賃租地はそうではない。領主への否認や賃租乃至永代賃借の条件の違反による没収が生じるのは双方においてか、あるいは、一方においてか、については第74条への注釈において述べる。第三に、永借地は、所有権者に無断で、所有権者が望めば先買権によって代金と引き換えに目的物を保持できる二ヶ月の期間を待たずに、売却することはできず、売却した場合には、売却は無効で、目的物没収されることになるが、賃租目的物については、第74条への注釈で述べるとおり、そうではない。永借契約が如何なるもので、賃租契約とは如何なる点において異なっているのか理解するというここでの目的のためにはさしあたりこれで十分であろう。

〈23. 永代賃借は償却金のための譲与とは異なる。〉しかし、所定の地所を一定の年数の償却金のために供与乃至譲与とは如何なる点で異なっているのかも提示しておく必要がある。そうでなければ、永借契約とは何か適切に理解し、これと符合関係にある他の諸契約と区別することが不可能となる。しかも、これらの契約の性質や特徴、相違点について法にも何処にも説明されていないので、注意を要する（実際、若い法律家たちは時にこれらについて盲目である）。この種の契約が文書化された書面を例に出すことにしたい。すなわち、ティティウスは、自らや利害関係者のために受領するセムプロニウスに対して、一年につき金二十ソリドゥスもしくは穀物二十セクスタリウスの永続的な収益をセムプロニウス及びその利害関係者から享受するため、より一般的な言い方をすれば、取得するために、当該収益がティティウスやその利害関係者に支払われることで、あるいは、支払われる限りにおいて、所定の自己の土地を供与し譲与し譲渡する、という場合である。そこで考えていただきたいのは、この種の契約が永借契約なのかどうかである。法学提要第3巻第24章第3節のテキストからすれば、一見そのようにも考えられ、同節には、語句を加えたり削ったりすることは一切無しにこの種の契約について述べられ、一般に言われるように、境界においても個体としても明確な例が示されているようにも見える。

〈24. 同上。〉しかしながら、上記のような例は、本当のところ、そして、実際のと

dominus directus」は、「目的物が売却される際に保有者交代承認礼金を受領することを慣習法で認められているde consuetudine servatur quod percipit laudemia quando res venditur」し、それが「成文法ius scriptum」つまりローマ法上の「永代賃借」との共通点の一つでもある(第20番及び第21番)。それ故、

ころは、永借契約ではなく、収益のための譲与契約である。これは、由来、種類、本性、性質、作用において永借契約とは異なっている。確かに、これほど強い符合関係があるように見える以上、法では遥か以前からそう決まっていたとの先入観を生じさせる【前掲法学提要3巻24章第3節の「例えば云々」の行】。しかし、若い人々は、同箇所を示された事例を口実にこれ以上欺かれてはならず、ここに提示されているのは周到な事例でも永代賃借の定義でもなく、ただの概略にすぎないという点に注意すべきである。この概略は、それ自体としては、何か他の点を加えなければ、何ももたらすことはないし、永借契約のみを帰結することもなく、他の契約にも当てはまり、永代賃借以外の契約もこれと合致し得る。この点について、できる限り明確に、(法について著述する全ての人々の見解とは一線を画す以上は)もう一度最初から取り組むことにしたい。

… [第25番から第35番まで省略(ローマ法上の永代賃借の概念規定を詳論)] …

〈36. 永代賃借は償却金のための譲与とは異なる。〉しかし、フランス全域に見られる毎年一定額の永続的償却金のための譲与は、賃租契約でも永借契約でもなく、収益権以外に上級所有権その他の権利を一切留保することなく目的物の完全な処分と取得をもたらす独自の契約であり、この契約については、上記第51条への注釈第29番で既に述べた。従って、償却金の支払がどれほど滞ったとしても目的物が没収されることはないし、賃租や永代賃借についての権利、慣習法、制定法が当該契約に適用されることはない。要するに、当該契約が賃租や永代賃借と如何なる点において異なるのか、それらの権利、慣習法、制定法から一つ一つ読み取るのは容易である。

〈37. 約定により明らかでなければ賃租契約や永借契約と見なされることはない。〉それ故また、償却金その他如何なる給付にせよそのための譲与は、賃租や永代賃借料のために譲与が為されたことが明示されている場合を除いて、賃租契約や永借契約と見なすべきではないと私は考えている。この点は、プロウ慣習法の一般法である第211条にも明文化されている上、当王国においても一般にそのように運用されている。そしてこれは、学説彙纂第50巻第17章「古法の諸準則について」の第9法文及び第34法文末尾の準則を賃租の側から考慮する限り、共通法にも合致する。

… [第38番から第44番まで省略(永代賃借と賃租の区別について幾つかの補足説明)] …”

この箇所は、まさにその「承認礼金*laudemia*」それ自体を主題とするフランツケの『承認礼金論』において、〈ケンスス〉の七つ目の語義の典拠として挙げられている(『承認礼金論』第37番)。しかし、『問題解決集』の方の主題は、「上級所有権」が留保され「承認礼金」の支払が問題となるような場合でも、所有権を完全に移転した上で定期的な収益権を留保する場合でもなく、「定期金」という名称を共有してはいるが如何なる所有権移転も伴うことのない収益権の付与であり、前二者のような有償の不動産用益ではなく、売買等の形式を採りつつ実質的には利息付き消費貸借に匹敵する機能を果たす「定期金」であるので、デュ・ムーランからのこれ以上の借用は不可能である。そこで新たな借用先として参照されたのが、ディエゴ・デ・コバルピアス・イ・レイバDiego de Covarruvias y Leyva(1512-1577年)の『教皇法、王国法、皇帝法による種々の問題解決集全三巻*Variarum ex iure pontificio, regio et caesareo resolutionum libri tres*』(1552年初版、以下『解決集』と略称)と、ルイス・デ・モリナLuis de Molina(1535-1600年)の『正義と法に関する著述全集*De iustitia et iure opera omnia*』第二巻(1597年初版、以下『正義と法』と略称)であった。コバルピアスの『解決集』が明示的に引用されるのは、〈ケンスス〉を、「先行する契約に基づいて土地や地所から支払われる年金*pensio annua, quae solvitur ex praevio contractu ex findis sive praediis*」それ自体ではなく、そのような「定期金*census*」乃至「償却金*reditus*」を根拠付ける「定期金契約*contractus censualis*」の趣旨に捉える見解の典拠としてであり、「年償却金について、当償却金は売買を権原として金銭を以て設定できるのか*De annuis redbibus, an hi possint titulo emptionis in pecunia constitui*」と題された第3巻第7章の冒頭第1番³³⁾が参照されている(『問題解決集』第13番)。また、モ

(Opera, I, 1312-1320.)

33) “(1. ケンススとは何か、契約が定期金設定契約か永借契約か疑わしい場合、並びに、違約罰について。) 金銭で支払われるべきものとして頻繁に設定される年償却金は一般に定期金(ケンスス)と呼ばれている。これは非常に広く受け入れられているので、この名称がそれら年償却金に相応しいか否か簡潔に吟味することも無益ではなからう。というのも、かつて〈ケンスス〉と称されていたのは、十万セステルティウスの

リナの『正義と法』についても、「定期金」乃至「償却金」そのものではなく、むしろ、「そのような償却金を受領する権利あるいは権能*jus seu facultas ipsa istiusmodi percipiendi*」に〈ケンスス〉の語義を見出す主張の典拠として、「証

財産を有する者であったからである。この資産総額はスペイン人が「一人前」と呼んでいるものであり、そのような者は実際には百万クアドランテを保有している。このような〈ケンスス〉の意味の主張者の代表は、キケロの『ウェッレス弾劾』第3巻の注釈におけるアスコーニウス・ペディアースである。また、〈ケンスス〉は、毎年の税が支払われるにあたっての資産の評価でもある。要するに、〈調査する(ケンセーレ)〉、つまり、〈評価する(アエスティマーレ)〉に因んで〈ケンスス〉と呼ばれているのである【学説彙纂50巻15章「戸口調査について」第2及び第4法文、勅法彙纂11巻58章「戸口調査、並びに、調査官、課税官、査察官について」第2及び第3法文、学説彙纂22巻3章「証明及び推定について」第10法文、勅法彙纂1巻4章「司教による聴聞について、並びに、司教の権利や職務、及び、その威厳に関わる種々の勅法について」第27法文】。そして当然ながら、このような資産の評価は諸属州ではみられない。というのも、ブダエウスが『学説彙纂注解』第1巻第9章「元老院議員について」第12法文注釈で解明している通り、評価要するに〈ケンスス〉は、まさに首都において、市民の等級を区別するため行われ、この等級に従って、自ら歩兵あるいは騎兵である市民が戦時並びに平時における職務に従事したからである。財産それ自体もまた〈ケンスス〉と称されるのはそのためである。ユウェナリスによれば、「まずは財産が問題、品格などは一番最後」とされ、オウィディウスは『祭事暦』には、「財産こそ名誉をもたらす友情をもたらすもの」、とある。ウルピアヌスも、学説彙纂第36巻第1章「トレベリウス元老院議決について」第16法文でそう述べている。ところで、ケンスス、すなわち、資産の評価は、『ローマ建国史』の著者リーウィウスによれば[42, 4-44, 2]、ローマ人の王セルウィウス・トゥッリウスが最初に行ったとされる。また更に、〈ケンスス〉が租税の意味に解される場合もあり、ワッラも『アントニウス・ラウデンシス注解』でその旨指摘している。加えて、マタイ書第22章[22, 17.]には、「皇帝に税(ケンスス)を納めてもよいのかどうか」、と書かれている。ただし、ザシウスは、『市民法異例箇所義解』第2巻第3章において、このような意味はラテン語のものではないと評している。もともと、教皇法の諸法令において最も頻繁に見られるのはこの意味での〈ケンスス〉の用法である。それらの諸法令においては、臣従関係、裁判権、そして、支配権乃至所有権の証しと承認のために相手方に納められるものは何であれ、〈ケンスス〉と呼ばれている。それ故、物の完全な所有権を有する者がその物を、上

書定期金とは何か、そして、それは何種類存するのかCensus consignativus quid, et quotuplex sit」と題された第383討論第3番³⁴⁾が引用されている(同じく第13番)。そして、契約や受領権能を六つ目の語義をとして独立に扱った『承認礼金論』でも、同様の趣旨でコバルビアスとモリナが引用されていた(第34

級所有権そのものに至るまで百アウレウスで、永続的に当該物から毎年十アウレウスが自らに支払われるとの約定の下、相手方に引き渡すというような契約もまた、教皇法によれば、別書第3巻第36章「聖堂は司教の管理下に置かれるべきこと」第6節に示されている通り、〈ケンスス〉と呼ばれる【学説彙纂39巻4章「徴税請負人、公租、没収について」第1法文1節へのバルトルスの注釈、別書3巻13章「教会財産の譲渡の可否について」第9節へのイモラの注釈第2段】。両注釈によれば、〈ケンスス〉の契約と永借契約の違いは明らかである。すなわち、永借契約と言われるは、物の所有権者が、その物を、毎年の賃料、あるいは、幾らかの代金と同時の承認料支払によって、下級所有権に限定し、上級所有権は自らに留保して、相手方に移転する場合であるのは確かである。この点は勅法彙纂第4巻第66章「永借権について」第1法文によって確裏付けられている。ヤーソンは同法文への注釈第48番でその旨説明しており、勅法彙纂第1巻第2章「聖なる教会とその財産及び特権について」第14法文の新勅法抜粋要約文第10への注釈第10番においても同旨であって、これは、オールドラドゥスの『助言集』助言29やバルトルスとイモラの上記注釈に続くものである。以上から、〈ケンスス〉の契約は、土地の賃租が設定される契約【学説彙纂6巻3章「賃租地つまり永借地について請求される場合」第1法文1節】と類似していることになる。他方でしかし、同じ法文から、〈ケンスス〉の契約と永借契約の相違点が導かれる。すなわち、私人に対しては三年、教会に対しては二年にわたって永借料の支払を行わない者はその権利を失うのに対して【勅法彙纂4巻66章第2法文、別書3巻18章「賃貸借について」第6節、前記勅法彙纂1巻2章台14法文の新勅法抜粋要約文】、〈ケンスス〉の[定期金]契約ではそのようなことは生じることはない。というのも、〈ケンスス〉がたとえ千年にわたって支払われなくても、契約上の権利が失われることは決してないからである【前掲別書3巻36章第6節への標準注釈、少し前に引用した箇所へのイモラとヤーソンの注釈、別書1巻41章「原状回復について」第1節への大修道院長〔ニコラウス・デ・トゥデスキス〕の注釈第2段、同節へのアウグスティヌス・ベロイウスの注釈第69番、ソキヌス『助言集』第2巻助言167】。勅法彙纂第4巻第66章第2法文へのヤーソンの注釈第41番、ヒッポリユトウス『個別論集』第95章、前掲学説彙纂第39巻第4章第1法文第1節へのバルトルスの注釈も同旨であり、デキウス『助言集』助言139

番)。実際、上記引用箇所において、コバルピアスは、「物の完全な所有権を有する者がその物を、上級所有権そのものに至るまで百アウレウスで、永続的に当該物から毎年十アウレウスが自らに支払われるとの約定の下、相手方に引き渡すというような契約もまた、教皇法によれば、〈ケンスス〉と呼ばれる

第1欄によれば、彼らの見解が通説とされる。ただし、バルドゥス『助言集』第3巻助言177では反対の見解が通説であるとされている。しかし、契約は成立してもそれが永借契約か定期金契約か明らかではないという疑念が存する場合には、永借契約よりは定期金契約であると推定されるべきである。アルベリクス [デ・ロサーテ] は、前掲勅法彙纂第4巻第66章第2法文への注釈でこの点を精確に述べており、他に、ヤーソンの同法文注釈第42番、ソキヌス前掲『助言集』第2巻助言197第2段、ヒッポリュトゥス前掲『個別論集』第115章、更には、デキウス前掲『助言集』解答138やカロルス・ルイヌス『助言集』第1巻助言42も同旨である。ところで、アウグスティヌス・ペロイウスは、前掲別書第1巻第41章第1節注釈第72番において、私人については同じであると主張する一方、同『問題集』問題14では、教会の場合に限り、同等の推論と疑念に際して永借契約と推定すべき旨述べている。これに対して、ソキヌスは、前掲助言167において、教会についても最初の見解に与している。そして、アウグスティヌス・ペロイウス自身も、上記注釈第82番では、双方の場合とも実務ではそのように運用されている旨認めている。ただし、定期金契約には、通常、二年あるいは三年に及ぶ定期金の不払いにより当契約上の権利を失い、物自体も没収される旨の特約が付されており、そのような特約は遵守されねばならない。というのも、特に、王国のトロ法第68条にその旨規定されているからである。とはいえ、実務、及び、王国最高裁判所の裁判慣行は、そのような契約条項を、たとえそれが全く明白なものであっても、次のような場合に限って許容し是認している。それはすなわち、買戻しの特約なしに永続的定期金が設定され、なおかつ、毎年の賃料を受け取るべき者として約定された者に定期金設定の目的物が帰属していた場合、である。これ以外の場合においては、一種の寛容法により、法に依拠しあるいは違約を理由に物を取り戻そうと望む者がその目的を達するという事は決してない。この点は、マッタエウス・デ・アッフリクティス『ナポリ王国神聖顧問会判決集』判決80が明らかに法に適用旨確証している。そして実際にも、違約罰というのものには不快で粗野なところがあるので、それを避けるのが最も衡平と言える。司教座聖堂参事会員によって定められたとしても、教会に損失や被害をもたらすような規定は許容されるべきではない【別書1巻4章「慣習法について」第1節】。しかしそうはいても、教会の永借人がたとえ二年あるいは三年

census dicitur iure Pontificio contractus quidam: quo habens plenum rei dominium, eam alteri tradit, quo ad ipsum dominium directum pro centum aureis, ea pactione, ut perpetuo ex ea re sibi decem aurei annui solvantur」と述べているし、モリナも、「償却金、賃料、定期金reditus, pensio, et census」とは「支払われる物というように内容的な意味においてではなく、期限に応じて支払いを受ける権利という形式的意味において用いられるusurpantur, non materialiter pro rebus, quae solvantur, sed formaliter pro iure, ut a tempore in tempus solvantur」と指摘しているので、フランツケの引用自体は適切である。

しかし、フランツケの議論には、そのような表向きの引用以上の影響を見て取ることができる。コバルピアスの上記第7章の考察の主題は、表題に示されているとおり、「償却金reditus」の「購入emptio」の可否であり、そのような償却金売買の効力について詳細な議論が展開されているが(第2番以下。後述Ⅲ参照)、ここで注目したいのは、そのような議論に移行するに先立って、「以上によれば結局のところ、一般に他人の物に設定されて購入される年償却金(ケンスス)と呼ばれることは、それ自体からも、聖堂参事会員たちが用いる表現の正確な意味からも、自明とは言えないhinc tandem apparet non proprie, nec ex recta dictionis significatione etiam, qua canones utuntur, hos annuos

にわたって賃料の支払を滞っても永借地を失わないとの慣行はやはり存続しており有効である。この点は、大修道院長『助言集』第1巻助言72第2段、前掲別書第1巻第4章第1節へのデキウスの注釈、同章第11節へのロークス・クルティウスの注釈の小判51頁の第3欄、カロルス・ルイヌス『助言集』第1巻助言4が考えているとおりである。以上によれば結局のところ、一般に他人の物に設定されて購入される年償却金(ケンスス)と呼ばれることは、それ自体からも、聖堂参事会員たちが用いる表現の正確な意味からも、自明とは言えない。”(Opera omnia, II, 107. 引用は1583年フランクフルト刊『著作全集』第二巻所収のテキストによる。)

- 34) モリナの「討論」全体の試訳は「ルイス・デ・モリナの定期金類型論」(獨協法学第85号)参照。

reditus, qui vulgo super rebus alienis consitutui emuntur, census appellari] (第1番末尾)、と付言されている点である。なぜなら、フランツケもまた、少なくとも、自らの『問題解決集』での考察主題である「年金pensio annua」、すなわち、売買代金等の形式で受領した貸付金の定期的な弁済として支払われるものについては、「年償却金という名称の方がより適切であるcommodior est appellatio annui reditus」との立場を採っているからである(第18番)。「一年ごとに相手方に弁済されるべく繰り返し生じるものであるannuo uno in altertum solvendum redivit」との語源(名詞<reditusレディトゥス>と動詞<redireレディーレ>の繋がり)を意識した理由づけの当否はともかく(ちなみに、この語源説明そのものはモリナの上記第383討論第3番からの借用である)、フランツケが、「証書定期金census consignativus」ではなく「償却金reditus」という名称を取って選択するにあたって、コバルピアスの議論をその権威ある後ろ盾、隠された典拠として意識していたと解する余地は十分にある。加えて、フランツケが引用しているコバルピアスの上記箇所では、<ケンスス>の語義についても、「十万セステルティウスの財産を有する者is, qui in bonis haberet centum milia sestertium」、 「毎年の税が支払われるにあたっての資産の評価 aestimatio patrimonii, ut annum tributum solvatur」、 「財産それ自体patrimonium ipsum」、 「租税tributum」という四つの語義が、アスコーニウスのキケロー注釈、ユウェナーリス、オウィディウス、リーウィウスからの引用共々、簡潔に提示言及されているし、「租税」とは無関係の単なる「年収annua obventio」の意味で<ケンスス>を用いることに対する批判³⁵⁾としてツァジウスの『義解』も参照されているので、これらの諸点をフランツケの語義分析の隠れた典拠に数えることも可能であろう。

論述上の用語法としては「償却金」を選択したフランツケであるが、その同義語にあたる「証書定期金census consignativus」と、もう一つの「定期金」、すなわち、「留保定期金census reservativus」との区別そのものを否定しているわけでは勿論なく、むしろ、両者の類型的区分は前者に議論を特化させる前提としてフ

35) 注13参照。

ランツケにとっても極めて重要な意義を有していた(『問題解決集』第14番から第16番)。「契約、それも大抵は物の売買を介して賦課され、その物は元々定期金義務者に属している *interueniente contractu, ut plurimum emtionis venditionis rei, quae jam est censuali, imponitur*」と解される「証書定期金」、つまり、コバルディアス=フランツケの用語法による「償却金」を、「ある者が自らの土地乃至地所を相手方に完全に引き渡す一方で、一定の地代を果実や金銭によって毎年ケンススの名目で支払われるべく自らに留保するとの契約によって成立する *ex tali contractu oritur, quo quis fundum vel praedium suum in alterum plene transfert reservata sibi certa pensione in fructibus vel pecunia sibi annuatim sub nomine census praestanda*」定期金、つまり、「留保定期金」と概念的類型的に明確に対置すること自体の典拠となっているのがモリナの『正義と法』である。モリナは、上記第383討論の冒頭、「もう一つの定期金は、目的物の上級所有権と下級所有権とともに譲与者自身に留保して当該定期金を譲与する者の物に刻印され設定され表示されるものであるが故に、証書定期金と呼ばれている *alter census est, qui idocirco consignativus dicitur, quia consignetur, constituatur, ac exhibeatur in rebus eius, qui illum concedit, manente dominio earundem rerum tam utili quam directo, in upsomet concedente*」(第1番)と定義する一方、「定期金とは何か、並びに、留保定期金について *Census quid est, et de reservativo censu*」と題された第381討論において既に、「カノン法 *ius canonicum*」上、「譲与物において留保されたものを毎年あるいは毎月受領する権利が〈ケンスス〉と呼ばれる *ius illum quotannis, aut singulis mensibus, accipiendi, quod in re concessa reservatur, census dicitur*」(第2番末尾)、と述べていて、「留保定期金」と「証書定期金」の区別を自明の前提に各「討論 *disputatio*」を展開している。このモリナの議論は、『問題解決集』では典拠として明示されていないが、『承認札金論』では、ジャコモ・メノッキオ *Giacomo Menochio*(1532-1607年)の『推定、推測、徴表、並びに、発覚をめぐる論考集 *De praesumptionibus, coniecturis, signis et indiciis, commentaria*」(1587/90年初版、以下『推定論』と略称)とドミンゴ・デ・ソト *Domingo de Soto*(1494-1560年)の『正義と法について *De iustitia et iure*」(1556年初版、以下『正義と法』と略称)と共に、定期金二分論の典拠として引用され

ていた(『承認礼金論』第33番)。ただし、ソトが、『正義と法』第6巻の第5問 *Quaestio quinta*「定期金について*De censibus*」第1節「定期金売買は利息付と言えるかどうか*Utrum censuum emptio ac venditio sit usuraria*」において(第2段)、モリナと同じく「証書定期金」という呼称を用いていたのに対して³⁶⁾、メノッキオは、『推定論』第3巻の第107推定*Praesumptio CVII*「定期金の設定は、消費貸借、売買、永代賃借、賃貸借のいずれかの契約と推定されあるいは類比されるのか*Census constitutio an praesumatur, seu assimiletur contractui mutui, vel emptionis et venditionis, vel emphyteusis, vel locationis*」において(第4番から第6番)、ソトを引用しつつも、むしろアイモーネ・クラヴェッタ *Aimone Cravetta*(1504-1569年)の『助言集*Consilia*』(1543年初版)やピエトロ・フォッレリオ *Pietro Follerio*の『定期金実務*Praxis censualis*』(1559年初版)に依拠して、「証書定期金」ではなく「創設定期金*census constitutivus*」と呼んでいる³⁷⁾。[問

36) “…しかしながら、我々がより強い意味で〈ケンスス〉と呼ぶのは、収穫物、金銭、その他有用な物の何れの形にせよ、利益を受け取る権利のことである。とはいえ次に指摘されねばならないのは、そのような定期金(ケンスス)が二つの仕方を設定されるという点である。ある方式では留保定期金となり、もう一つの方式では証書定期金となる。留保定期金とは、ある者が自らの物をとにかく相手方に譲与し、自らには毎年何らかの割当分を収取する権利を留保する場合である。…もう一つの定期金とは既に述べたとおり証書定期金であり、これは、ある者が自らの物とその用益を留保したまま、毎月あるいは毎年弁済すべく義務づけられた一定額の賃料を相手方に対して約定する場合である。…”(De iustitia, 202. 引用は1582年リヨン刊のテキストによる。)

37) “…〈3. 定期金とは何か。〉また、ドミニクス・ソト『正義と法について』第6巻第5問第1節第2段落では、定期金とは、収穫物、金銭、その他有用な物の何れの形にせよ、利益を受け取る権利のことである、と述べられている。

〈4. 定期金は幾通りの方式で設定され得るのか。〉ところで、定期金は、二つの異なる方式によって設定され創設される。第一の方式とは、ある者が自らの物を相手方に引き渡し、目的物の受領者が一定額の賃料を支払うべく義務づけられるという負担付き、上級下級の全所有権を移転する場合である。勅法彙纂第4巻第64章「物の交換、並びに、前書訴権について」第8法文がこの点を裏付けており、別書第3巻第36章「聖堂は司教の管理に服すべきこと」第6節への標準注釈の最後から二番目、学説彙纂第39巻第4章「徴税請負人、公課、没収について」第1法文第1節へのバルトルスの注釈、

『題解決集』では、そのような論者間での呼称の違いどころか、典拠そのものが省略されてしまっていて、定期金論の先進国とも言えるスペインやイタリアの諸論者に繋がる学説上の系譜は見えにくい。その一方で、「モリナエウスその他のフランスの諸博士はこれを至る所で賦課定期金と呼んでいる *impositivus passim a Molinaeo et aliis doctoribus Gallis dicitur*」とも指摘され、デュ・ムーランの名が挙げられている（『問題解決集』第16番）。しかし、当時フランスで一般的であったと考えられるのは、「賦課定期金 *census impositivus*」ではなく、〈*rentes constituées*〉という仏語表現に対応する「創設定期金」であり、例えば、シャルル・ロワゾー Charles Loyseau (1564-1627年) の著名な二論考、『定期金保証論 *Traicté de la garantie des rentes*』（1595年初版）と『抵当権による財産放棄並びに委付論 *Traicté du deguerpissement et delaissement par hypotheque*』（1597年初版）は、「創設定期金」名目の貸付金の回収や抵当不動産の取得を主題とするものであった。デュ・ムーラン自身も、『パリ慣習法注解』と並んで版を重ねて広く読まれた『商取引、利息、金銭によって設定された定期金、通貨の論考 *Tractatus commerciorum, et usurarum, redituumque pecunia constitutorum, et monetarum*』（1546年初版）の表題に見て取れるごとく、〈*rentes constituées à*

大ソキヌス『助言集』第2巻助言167第2段、ヤーソン『封建慣行論』第1章第5段、クラウエッタ『助言集』助言217第4番、フォレリウス『定期金論』前掲箇所第5番もその旨主張している。(5. 留保定期金とは何か、そして、設定定期金とは何か。)そして、この種の定期金を諸博士は留保定期金と呼んでいる。例えば、ドミニクス・ソト『正義と法について』前掲箇所第1節第2段「留保定期金である云々」の行がそうである。

定期金が二つ目の方式で設定されるのは、ある者が、一定の金額を受領した上で、その金銭供与者に対して、自らの財産から年金を支払うべく設定し約定する場合である。クラウエッタ『助言集』前掲助言217第4番の「第二に云々」の行、フォレリウス『定期金論』前掲第4番「第二に云々」の行、ドミニクス・ソト『正義と法について』第3段「既述のとおりもう一つの定期金とは云々」の行がその旨述べている。(6. 同上。)そして、この種の定期金は諸博士によって創設定期金と呼ばれている。上に引用した諸論者もこの名称を用いている。(De praesumptionibus, 377. 引用は1615年ケルン刊のテキストによる。)

prix d'argent) の羅訳に相当する「金銭によって設定された定期金reditus pecnia constituti」を好んで用いたようではあるが、羅語表現としては、コバルビアスと同様、〈レディトゥスreditus〉が用いられている。フランツケのPATCHワーク風の論述の内に不明瞭ながらも見え隠れするそのような学説の入り組んだ系譜や布置関係を、留保定期金と証書定期金の両類型の内実に即して概観することが本稿の次の課題となる。 (未完)